アノ―四―［(トリフルオロメチル)スルフィニル］ピラゾール(別名フィプロニル)
十九　三―アミノ――H――・二・四―トリアゾール(別名アミトロール)
二十　二―アミノ―四―［ヒドロキシ(メチル)ホスフィノイル］酪酸(別名グルホシネート)
二十一　メタ―アミノフェノール
二十二　アリルアルコール
二十三　――アリルオキシ―二・三―エポキシプロパン
二十四　直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。)
二十五　アンチモン及びその化合物
二十六　石綿
二十七　三―イソシアナトメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート
二十八　イソプレン
二十九　四・四′―イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)
三十　四・四′―イソプロピリデンジフェノールと――クロロ―二・三―エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂)(液状のものに限る。)
三十一　二・二′―［イソプロピリデンビス［(二・六―ジブロモ―四・――フエニレン)オキシ］］ジエタノール
三十二　二―イミダゾリジンチオン
三十三　一・一′―［イミノジ(オクタメチレン)］ジグアニジン(別名イミノクタジン)
三十四　エチル＝二―［四―(六―クロロ―二―キノキサリニルオキシ)フェノキシ］プロピオナート(別名キザロホップエチル)
三十五　S―エチル＝二―(四―クロロ―二―メチルフェノキシ)チオアセタート(別名フェノチオール又はMCPAチオエチル)
三十六　O―エチル＝O―(六―ニトロ―メタ―トリル)＝セカンダリ―ブチルホスホルアミドチオアート(別名ブタミホス)
三十七　O―エチル＝O―四―ニトロフェニル＝フェニルホスホノチオアート(別名EPN)
三十八　N―(――エチルプロピル)―二・六―ジニトロ―三・四―キシリジン(別名ペンディメタリン)
三十九　S―エチル＝ヘキサヒドロ――H―アゼピン―――カルボチオアート(別名モリネート)
四十　エチルベンゼン
四十一　エチレンイミン
四十二　エチレンオキシド
四十三　エチレングリコール
四十四　エチレングリコールモノエチルエーテル
四十五　エチレングリコールモノメチルエーテル
四十六　エチレンジアミン
四十七　エチレンジアミン四酢酸
四十八　N・N′―エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジネブ)
四十九　N・N′―エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名マンネブ)
五十　N・N′―エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN・N′―エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ)
五十一　一・一′―エチレン―二・二′―ビピリジニウム＝ジブロミド(別名ジクアトジブロミド又はジクワット)
五十二　四′―エトキシアセトアニリド(別名フェナセチン)
五十三　五―エトキシ―三―トリクロロメチル――・二・四―チアジアゾール(別名エクロメゾール)
五十四　エピクロロヒドリン
五十五　二・三―エポキシ―――プロパノール
五十六　一・二―エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)
五十七　二・三―エポキシプロピル＝フェニルエーテル

五十八　――オクタノール
五十九　パラ―オクチルフェノール
六十　カドミウム及びその化合物
六十一　イプシロン―カプロラクタム
六十二　二・六―キシレノール
六十三　キシレン
六十四　銀及びその水溶性化合物
六十五　グリオキサール
六十六　グルタルアルデヒド
六十七　クレゾール
六十八　クロム及び三価クロム化合物
六十九　六価クロム化合物
七十　クロロアセチル＝クロリド
七十一　オルト―クロロアニリン
七十二　パラ―クロロアニリン
七十三　メタ―クロロアニリン
七十四　クロロエタン
七十五　二―クロロ―四―エチルアミノ―六―イソプロピルアミノ――・三・五―トリアジン(別名アトラジン)
七十六　二―クロロ―二′―エチル―N―(二―メトキシ―――メチルエチル)―六′―メチルアセトアニリド(別名メトラクロール)
七十七　クロロエチレン(別名塩化ビニル)
七十八　三―クロロ―N―(三―クロロ―五―トリフルオロメチル―二―ピリジル)―アルファ・アルファ・アルファ―トリフルオロ―二・六―ジニトロ―パラ―トルイジン(別名フルアジナム)
七十九　――［［二―［二―クロロ―四―(四―クロロフェノキシ)フェニル］―四―メチル――・三―ジオキソラン―二―イル］メチル］――H――・二・四―トリアゾール(別名ジフェノコナゾール)
八十　クロロ酢酸
八十一　二―クロロ―二′・六′―ジエチル―N―(二―プロポキシエチル)アセトアニリド(別名プレチラクロール)
八十二　二―クロロ―二′・六′―ジエチル―N―(メトキシメチル)アセトアニリド(別名アラクロール)
八十三　――クロロ―二・四―ジニトロベンゼン
八十四　――クロロ――・――ジフルオロエタン(別名HCFC――四二b)
八十五　クロロジフルオロメタン(別名HCFC―二二)
八十六　二―クロロ――・―・―・二―テトラフルオロエタン(別名HCFC――二四)
八十七　クロロトリフルオロエタン(別名HCFC――三三)
八十八　クロロトリフルオロメタン(別名CFC――三)
八十九　オルト―クロロトルエン
九十　二―クロロ―四・六―ビス(エチルアミノ)――・三・五―トリアジン(別名シマジン又はCAT)
九十一　三―クロロプロペン(別名塩化アリル)
九十二　四―クロロベンジル＝N―(二・四―ジクロロフェニル)―二―(―H――・二・四―トリアゾール―――イル)チオアセトイミダート(別名イミベンコナゾール)
九十三　クロロベンゼン
九十四　クロロペンタフルオロエタン(別名CFC――一五)
九十五　クロロホルム
九十六　クロロメタン(別名塩化メチル)
九十七　(四―クロロ―二―メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA)
九十八　二―クロロ―N―(三―メトキシ―二―チエニル)―二′・六′―ジメチルアセトアニ

リド(別名テニルクロール)
九十九　五酸化バナジウム
百　コバルト及びその化合物
百一　酢酸二―エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)
百二　酢酸ビニル
百三　酢酸二―メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)
百四　サリチルアルデヒド
百五　アルファ―シアノ―三―フェノキシベンジル＝N―(二―クロロ―アルファ・アルファ・アルファ―トリフルオロ―パラ―トリル)―D―バリナート(別名フルバリネート)
百六　アルファ―シアノ―三―フェノキシベンジル＝二―(四―クロロフェニル)―三―メチルブチラート(別名フェンバレレート)
百七　アルファ―シアノ―三―フェノキシベンジル＝三―(二・二―ジクロロビニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名シペルメトリン)
百八　無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)
百九　二―(ジエチルアミノ)エタノール
百十　N・N―ジエチルチオカルバミン酸S―四―クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)
百十一　N・N―ジエチル―三―(二・四・六―トリメチルフェニルスルホニル)――H――・二・四―トリアゾール―――カルボキサミド(別名カフェンストロール)
百十二　四塩化炭素
百十三　一・四―ジオキサン
百十四　シクロヘキシルアミン
百十五　N―シクロヘキシル―二―ベンゾチアゾールスルフェンアミド
百十六　一・二―ジクロロエタン
百十七　一・一―ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)
百十八　シス――・二―ジクロロエチレン
百十九　トランス――・二―ジクロロエチレン
百二十　三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン
百二十一　ジクロロジフルオロメタン(別名CFC――二)
百二十二　三・五―ジクロロ―N―(一・一―ジメチル―二―プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)
百二十三　ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC――一四)
百二十四　二・二―ジクロロ――・一・一―トリフルオロエタン(別名HCFC――二三)
百二十五　二′・四―ジクロロ―アルファ・アルファ・アルファ―トリフルオロ―四′―ニトロ―メタ―トルエンスルホンアニリド(別名フルスルファミド)
百二十六　二―［四―(二・四―ジクロロ―メタ―トルオイル)――・三―ジメチル―五―ピラゾリルオキシ］―四―メチルアセトフェノン(別名ベンゾフェナップ)
百二十七　一・二―ジクロロ―三―ニトロベンゼン
百二十八　一・四―ジクロロ―二―ニトロベンゼン
百二十九　三―(三・四―ジクロロフェニル)――・一―ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)
百三十　三―(三・四―ジクロロフェニル)―――メトキシ―――メチル尿素(別名リニュロン)
百三十一　二・四―ジクロロフェノキシ酢酸(別名二・四―D又は二・四―PA)
百三十二　一・一―ジクロロ―――フルオロエタン(別名HCFC――四―b)
百三十三　ジクロロフルオロメタン(別名HCFC―二一)
百三十四　一・三―ジクロロ―二―プロパノール
百三十五　一・二―ジクロロプロパン
百三十六　三′・四′―ジクロロプロピオンアニリド(別名プロパニル又はDCPA)
百三十七　一・三―ジクロロプロペン(別名D―D)
百三十八　三・三′―ジクロロベンジジン
百三十九　オルト―ジクロロベンゼン

百四十　パラ―ジクロロベンゼン
百四十一　二―［四―(二・四―ジクロロベンゾイル)――・三―ジメチル―五―ピラゾリルオキシ］アセトフェノン(別名ピラゾキシフェン)
百四十二　四―(二・四―ジクロロベンゾイル)――・三―ジメチル―五―ピラゾリル＝四―トルエンスルホナート(別名ピラゾレート)
百四十三　二・六―ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロベニル又はDBN)
百四十四　ジクロロペンタフルオロプロパン(別名HCFC―二二五)
百四十五　ジクロロメタン(別名塩化メチレン)
百四十六　二・三―ジシアノ――・四―ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)
百四十七　一・三―ジチオラン―二―イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
百四十八　ジチオりん酸O―エチル―S・S―ジフェニル(別名エディフェンホス又はEDDP)
百四十九　ジチオりん酸S―二―(エチルチオ)エチル―O・O―ジメチル(別名チオメトン)
百五十　ジチオりん酸O―エチル―O―(四―メチルチオフェニル)―S―ノルマル―プロピル(別名スルプロホス)
百五十一　ジチオりん酸O・O―ジエチル―S―(二―エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン又はジスルホトン)
百五十二　ジチオりん酸O・O―ジエチル―S―［(六―クロロ―二・三―ジヒドロ―二―オキソベンゾオキサゾリニル)メチル］(別名ホサロン)
百五十三　ジチオりん酸O―二・四―ジクロロフェニル―O―エチル―S―プロピル(別名プロチオホス)
百五十四　ジチオりん酸S―(二・三―ジヒドロ―五―メトキシ―二―オキソ――・三・四―チアジアゾール―三―イル)メチル―O・O―ジメチル(別名メチダチオン又はDMTP)
百五十五　ジチオりん酸O・O―ジメチル―S――・二―ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)
百五十六　ジチオりん酸O・O―ジメチル―S―［(N―メチルカルバモイル)メチル］(別名ジメトエート)
百五十七　ジニトロトルエン
百五十八　二・四―ジニトロフェノール
百五十九　ジフェニルアミン
百六十　二―(ジ―ノルマル―ブチルアミノ)エタノール
百六十一　N―ジブチルアミノチオ―N―メチルカルバミン酸二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチル―七―ベンゾ［b］フラニル(別名カルボスルファン)
百六十二　ジブロモテトラフルオロエタン(別名ハロン―二四〇二)
百六十三　二・六―ジメチルアニリン
百六十四　三・四―ジメチルアニリン
百六十五　N・N―ジメチルチオカルバミン酸S―四―フェノキシブチル(別名フェノチオカルブ)
百六十六　N・N―ジメチルドデシルアミン＝N―オキシド
百六十七　ジメチル＝二・二・二―トリクロロ―――ヒドロキシエチルホスホナート(別名トリクロルホン又はDEP)
百六十八　一・一′―ジメチル―四・四′―ビピリジニウム塩(次号に掲げるものを除く。)
百六十九　一・一′―ジメチル―四・四′―ビピリジニウム＝ジクロリド(別名パラコート又はパラコートジクロリド)
百七十　N―(一・二―ジメチルプロピル)―N―エチルチオカルバミン酸S―ベンジル(別名エスプロカルブ)
百七十一　三・三′―ジメチルベンジジン(別名オルト―トリジン)
百七十二　N・N―ジメチルホルムアミド
百七十三　二―［(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ］―二―フェニル酢酸エチル(別名フェントエート又はPAP)
百七十四　三・五―ジヨード―四―オクタノイルオキシベンゾニトリル(別名アイオキシニル)

百七十五　水銀及びその化合物
百七十六　有機スズ化合物
百七十七　スチレン
百七十八　セレン及びその化合物
百七十九　ダイオキシン類
百八十　二―チオキソ―三・五―ジメチルテトラヒドロ―二H――・三・五―チアジアジン(別名ダゾメット)
百八十一　チオ尿素
百八十二　チオフェノール
百八十三　チオりん酸O―――(四―クロロフェニル)―四―ピラゾリル―O―エチル―S―プロピル(別名ピラクロホス)
百八十四　チオりん酸O―四―シアノフェニル―O・O―ジメチル(別名シアノホス又はCYAP)
百八十五　チオりん酸O・O―ジエチル―O―(二―イソプロピル―六―メチル―四―ピリミジニル)(別名ダイアジノン)
百八十六　チオりん酸O・O―ジエチル―O―(六―オキソ―――フェニル――・六―ジヒドロ―三―ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)
百八十七　チオりん酸O・O―ジエチル―O―二―キノキサリニル(別名キナルホス)
百八十八　チオりん酸O・O―ジエチル―O―(三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル)(別名クロルピリホス)
百八十九　チオりん酸O・O―ジエチル―O―(五―フェニル―三―イソオキサゾリル)(別名イソキサチオン)
百九十　チオりん酸O―二・四―ジクロロフェニル―O・O―ジエチル(別名ジクロフェンチオン又はECP)
百九十一　チオりん酸O・O―ジメチル―S―［二―［――(N―メチルカルバモイル)エチルチオ］エチル］(別名バミドチオン)
百九十二　チオりん酸O・O―ジメチル―O―(三―メチル―四―ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)
百九十三　チオりん酸O・O―ジメチル―O―(三―メチル―四―メチルチオフェニル)(別名フェンチオン又はMPP)
百九十四　チオりん酸O―三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル―O・O―ジメチル(別名クロルピリホスメチル)
百九十五　チオりん酸O―四―ブロモ―二―クロロフェニル―O―エチル―S―プロピル(別名プロフェノホス)
百九十六　チオりん酸S―ベンジル―O・O―ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)
百九十七　デカブロモジフェニルエーテル
百九十八　一・三・五・七―テトラアザトリシクロ［三・三・一・一三・七］デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)
百九十九　テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)
二百　テトラクロロエチレン
二百一　テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC―――二)
二百二　テトラヒドロメチル無水フタル酸
二百三　テトラフルオロエチレン
二百四　テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)
二百五　テレフタル酸
二百六　テレフタル酸ジメチル
二百七　銅水溶性塩(錯塩を除く。)
二百八　トリクロロアセトアルデヒド
二百九　一・一・――トリクロロエタン
二百十　一・一・二―トリクロロエタン
二百十一　トリクロロエチレン
二百十二　二・四・六―トリクロロ――・三・五―トリアジン

二百十三　トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC―――三)
二百十四　トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)
二百十五　二・二・二―トリクロロ――・――ビス(四―クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)
二百十六　(三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル)オキシ酢酸(別名トリクロピル)
二百十七　トリクロロフルオロメタン(別名CFC―――)
二百十八　一・三・五―トリス(二・三―エポキシプロピル)――・三・五―トリアジン―二・四・六(―H・三H・五H)―トリオン
二百十九　二・四・六―トリニトロトルエン
二百二十　アルファ・アルファ・アルファ―トリフルオロ―二・六―ジニトロ―N・N―ジプロピル―パラ―トルイジン(別名トリフルラリン)
二百二十一　二・四・六―トリブロモフェノール
二百二十二　トリブロモメタン(別名ブロモホルム)
二百二十三　三・五・五―トリメチル―――ヘキサノール
二百二十四　一・三・五―トリメチルベンゼン
二百二十五　オルト―トルイジン
二百二十六　パラ―トルイジン
二百二十七　トルエン
二百二十八　二・四―トルエンジアミン
二百二十九　二―(二―ナフチルオキシ)プロピオンアニリド(別名ナプロアニリド)
二百三十　鉛及びその化合物
二百三十一　ニッケル
二百三十二　ニッケル化合物
二百三十三　ニトリロ三酢酸
二百三十四　パラ―ニトロアニリン
二百三十五　ニトログリコール
二百三十六　ニトログリセリン
二百三十七　パラ―ニトロクロロベンゼン
二百三十八　N―ニトロソジフェニルアミン
二百三十九　パラ―ニトロフェノール
二百四十　ニトロベンゼン
二百四十一　二硫化炭素
二百四十二　ノニルフェノール
二百四十三　バリウム及びその水溶性化合物
二百四十四　ピクリン酸
二百四十五　二・四―ビス(エチルアミノ)―六―メチルチオ――・三・五―トリアジン(別名シメトリン)
二百四十六　ビス(八―キノリノラト)銅(別名オキシン銅又は有機銅)
二百四十七　三・六―ビス(二―クロロフェニル)――・二・四・五―テトラジン(別名クロフェンチジン)
二百四十八　ビス(ジチオりん酸)S・S′―メチレン―O・O・O′・O′―テトラエチル(別名エチオン)
二百四十九　ビス(N・N―ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)
二百五十　ビス(N・N―ジメチルジチオカルバミン酸)N・N′―エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)
二百五十一　ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム＝クロリド
二百五十二　砒ひ素及びその無機化合物
二百五十三　ヒドラジン
二百五十四　ヒドロキノン
二百五十五　四―ビニル―――シクロヘキセン
二百五十六　二―ビニルピリジン

二百五十七　一一(四一ビフェニリルオキシ)一三・三一ジメチル一一一(一H一一・二・四一トリアゾール一一一イル)一二一ブタノール(別名ビテルタノール)
二百五十八　ピペラジン
二百五十九　ピリジン
二百六十　ピロカテコール(別名カテコール)
二百六十一　フェニルオキシラン
二百六十二　オルト一フェニレンジアミン
二百六十三　パラ一フェニレンジアミン
二百六十四　メタ一フェニレンジアミン
二百六十五　パラ一フェネチジン
二百六十六　フェノール
二百六十七　三一フェノキシベンジル＝三一(二・二一ジクロロビニル)一二・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ペルメトリン)
二百六十八　一・三一ブタジエン
二百六十九　フタル酸ジ一ノルマル一オクチル
二百七十　フタル酸ジ一ノルマル一ブチル
二百七十一　フタル酸ジ一ノルマル一ヘプチル
二百七十二　フタル酸ビス(二一エチルヘキシル)
二百七十三　フタル酸ノルマル一ブチル＝ベンジル
二百七十四　二一ターシャリーブチルイミノ一三一イソプロピル一五一フェニルテトラヒドロ一四H一一・三・五一チアジアジン一四一オン(別名ブプロフェジン)
二百七十五　N一ターシャリーブチル一N′一(四一エチルベンゾイル)一三・五一ジメチルベンゾヒドラジド(別名テブフェノジド)
二百七十六　N一［一一(N一ノルマル一ブチルカルバモイル)一一H一二一ベンゾイミダゾリル］カルバミン酸メチル(別名ベノミル)
二百七十七　ブチル＝(R)一二一［四一(四一シアノ一二一フルオロフェノキシ)フェノキシ］プロピオナート(別名シハロホップブチル)
二百七十八　ターシャリーブチル＝四一[[[(一・三一ジメチル一五一フェノキシ一四一ピラゾリル)メチリデン］アミノオキシ］メチル］ベンゾアート(別名フェンピロキシメート)
二百七十九　二一(四一ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル＝二一プロピニル＝スルフィット(別名プロパルギット又はBPPS)
二百八十　二一ターシャリーブチル一五一(四一ターシャリーブチルベンジルチオ)一四一クロロ一三(二H)一ピリダジノン(別名ピリダベン)
二百八十一　N一(四一ターシャリーブチルベンジル)一四一クロロ一三一エチル一一一メチルピラゾール一五一カルボキサミド(別名テブフェンピラド)
二百八十二　N一(ターシャリーブチル)一二一ベンゾチアゾールスルフェンアミド
二百八十三　ふっ化水素及びその水溶性塩
二百八十四　N・N′一プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合物(別名プロピネブ)
二百八十五　ブロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン一一二一一)
二百八十六　ブロモトリフルオロメタン(別名ハロン一一三〇一)
二百八十七　二一ブロモプロパン
二百八十八　ブロモメタン(別名臭化メチル)
二百八十九　ヘキサキス(二一メチル一二一フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタスズ)
二百九十　一・四・五・六・七・七一ヘキサクロロビシクロ［二・二・一］一五一ヘプテン一二・三一ジカルボン酸(別名クロレンド酸)
二百九十一　六・七・八・九・十・十一ヘキサクロロ一一・五・五a・六・九・九a一ヘキサヒドロ一六・九一メタノ一二・四・三一ベンゾジオキサチエピン＝三一オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)
二百九十二　ヘキサメチレンジアミン
二百九十三　ヘキサメチレン＝ジイソシアネート

二百九十四　ベリリウム及びその化合物
二百九十五　ベンジリジン＝トリクロリド
二百九十六　ベンジリデン＝ジクロリド
二百九十七　ベンジル＝クロリド(別名塩化ベンジル)
二百九十八　ベンズアルデヒド
二百九十九　ベンゼン
三百　一・二・四―ベンゼントリカルボン酸一・二―無水物
三百一　二―(二―ベンゾチアゾリルオキシ)―N―メチルアセトアニリド(別名メフェナセット)
三百二　ペンタクロロニトロベンゼン(別名キントゼン又はPCNB)
三百三　ペンタクロロフェノール
三百四　ほう素及びその化合物
三百五　ホスゲン
三百六　ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)
三百七　ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が十二から十五までのもの及びその混合物に限る。)
三百八　ポリ(オキシエチレン)＝オクチルフェニルエーテル
三百九　ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル
三百十　ホルムアルデヒド
三百十一　マンガン及びその化合物
三百十二　無水フタル酸
三百十三　無水マレイン酸
三百十四　メタクリル酸
三百十五　メタクリル酸二―エチルヘキシル
三百十六　メタクリル酸二・三―エポキシプロピル
三百十七　メタクリル酸二―(ジエチルアミノ)エチル
三百十八　メタクリル酸二―(ジメチルアミノ)エチル
三百十九　メタクリル酸ノルマル―ブチル
三百二十　メタクリル酸メチル
三百二十一　メタクリロニトリル
三百二十二　(Z)―二′―メチルアセトフェノン＝四・六―ジメチル―二―ピリミジニルヒドラゾン(別名フェリムゾン)
三百二十三　N―メチルアニリン
三百二十四　メチル＝イソチオシアネート
三百二十五　N―メチルカルバミン酸二―イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又はMIPC)
三百二十六　N―メチルカルバミン酸二―イソプロポキシフェニル(別名プロポキスル又はPHC)
三百二十七　N―メチルカルバミン酸二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチル―七―ベンゾ［b］フラニル(別名カルボフラン)
三百二十八　N―メチルカルバミン酸三・五―ジメチルフェニル(別名XMC)
三百二十九　N―メチルカルバミン酸――ナフチル(別名カルバリル又はNAC)
三百三十　N―メチルカルバミン酸二―セカンダリー―ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)
三百三十一　メチル＝三―クロロ―五―(四・六―ジメトキシ―二―ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)―――メチルピラゾール―四―カルボキシラート(別名ハロスルフロンメチル)
三百三十二　三―メチル――・五―ジ(二・四―キシリル)――・三・五―トリアザペンタ――・四―ジエン(別名アミトラズ)
三百三十三　N―メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)
三百三十四　六―メチル――・三―ジチオロ［四・五―b］キノキサリン―二―オン

三百三十五　アルファ―メチルスチレン
三百三十六　三―メチルピリジン
三百三十七　S―――メチル―――フェニルエチル＝ピペリジン―――カルボチオアート(別名ジメピペレート)
三百三十八　メチル――・三―フェニレン＝ジイソシアネート(別名メタ―トリレンジイソシアネート)
三百三十九　二―(――メチルプロピル)―四・六―ジニトロフェノール
三百四十　四・四′―メチレンジアニリン
三百四十一　メチレンビス(四・――シクロヘキシレン)＝ジイソシアネート
三百四十二　N―(六―メトキシ―二―ピリジル)―N―メチルチオカルバミン酸O―三―ターシャリ―ブチルフェニル(別名ピリブチカルブ)
三百四十三　九―メトキシ―七H―フロ［三・二―g］［―］ベンゾピラン―七―オン(別名メトキサレン)
三百四十四　二―メトキシ―五―メチルアニリン
三百四十五　メルカプト酢酸
三百四十六　モリブデン及びその化合物
三百四十七　りん酸二―クロロ―――(二・四―ジクロロフェニル)ビニル＝ジエチル(別名クロルフェンビンホス又はCVP)
三百四十八　りん酸二―クロロ―――(二・四―ジクロロフェニル)ビニル＝ジメチル(別名ジメチルビンホス)
三百四十九　りん酸一・二―ジブロモ―二・二―ジクロロエチル＝ジメチル(別名ナレド又はBRP)
三百五十　りん酸ジメチル＝二・二―ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)
三百五十一　りん酸ジメチル＝(E)―――メチル―二―(N―メチルカルバモイル)ビニル(別名モノクロトホス)
三百五十二　りん酸トリス(二―クロロエチル)
三百五十三　りん酸トリス(ジメチルフェニル)
三百五十四　りん酸トリ―ノルマル―ブチル

別表第二(第二条関係)

一　アセトアミド
二　パラ―アニシジン
三　二―アミノ―五―ニトロベンゾニトリル
四　二―アミノピリジン
五　四―［(四―アミノフェニル)(四―イミノ―二・五―シクロヘキサジエン―――イリデン)メチル］―二―メチルベンゼンアミン塩酸塩(別名マゼンタ)
六　パラ―アミノフェノール
七　三′―アミノ―四′―メトキシアセトアニリド
八　四―アリル――・二―ジメトキシベンゼン
九　インジウム及びその化合物
十　N―エチルアニリン
十一　二―エチルアミノ―四―イソプロピルアミノ―六―メチルチオ――・三・五―トリアジン(別名アメトリン)
十二　O―エチル＝O―二―(イソプロポキシカルボニル)フェニル＝N―イソプロピルホスホルアミドチオアート(別名イソフェンホス)
十三　五―エチル―五―フェニル―二・四・六(―H・三H・五H)―ピリミジントリオン(別名フェノバルビタール)
十四　一・二―エポキシブタン
十五　四―オキシラニル――・二―エポキシシクロヘキサン
十六　オルトケイ酸テトラメチル(別名テトラメトキシシラン)
十七　二・四―キシレノール
十八　二―(四―クロロ―六―エチルアミノ――・三・五―トリアジン―二―イル)アミノ―二

—メチルプロピオノニトリル(別名シアナジン)
十九　五—クロロ—N—［二—［四—(二—エトキシエチル)—二・三—ジメチルフェノキシ］エチル］—六—エチルピリミジン—四—アミン(別名ピリミジフェン)
二十　一—クロロナフタレン
二十一　O—六—クロロ—三—フェニル—四—ピリダジニル＝S—ノルマル—オクチル＝チオカルボナート(別名ピリデート)
二十二　パラ—クロロフェノール
二十三　二—クロロプロピオン酸
二十四　アルファ—シアノ—三—フェノキシベンジル＝二・二—ジクロロ———(四—エトキシフェニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名シクロプロトリン)
二十五　(S)—アルファ—シアノ—三—フェノキシベンジル＝三—(二・二—ジクロロビニル)—二・二—ジメチル—シス—シクロプロパンカルボキシラート(別名アルファ—シペルメトリン)
二十六　—(三・五—ジクロロ—二・四—ジフルオロフェニル)—三—(二・六—ジフルオロベンゾイル)尿素(別名テフルベンズロン)
二十七　二・二—ジクロロ—N—［二—ヒドロキシ———(ヒドロキシメチル)—二—(四—ニトロフェニル)エチル］アセトアミド(別名クロラムフェニコール)
二十八　二・四′—ジクロロ—アルファ—(五—ピリミジニル)ベンズヒドリル＝アルコール(別名フェナリモル)
二十九　二—(二・四—ジクロロフェニル)———(—H——・二・四—トリアゾール———イル)—二—ヘキサノール(別名ヘキサコナゾール)
三十　ジナトリウム＝四—アミノ—三—［四′—(二・四—ジアミノフェニルアゾ)——・—′—ビフェニル—四—イルアゾ］—五—ヒドロキシ—六—フェニルアゾ—二・七—ナフタレンジスルホナート(別名CIダイレクトブラック三十八)
三十一　ジナトリウム＝八—［三・三′—ジメチル—四′—［四—［(パラ—トリル)スルホニルオキシ］フェニルアゾ］——・—′—ビフェニル—四—イルアゾ］—七—ヒドロキシ——・三—ナフタレンジスルホナート(別名CIアシッドレッド百十四)
三十二　ジナトリウム＝二・二′—ビニレンビス［五—(四—モルホリノ—六—アニリノ——・三・五—トリアジン—二—イルアミノ)ベンゼンスルホナート］(別名CIフルオレスセント二百六十)
三十三　二・四—ジニトロ—六—オクチルフェニル＝クロトナート及び二・六—ジニトロ—四—オクチルフェニル＝クロトナートの混合物(オクチル基が——メチルヘプチル基、——エチルヘキシル基又は——プロピルペンチル基であるものの混合物に限る。)(別名ジノカップ又はDPC)
三十四　四・六—ジニトロ—オルト—クレゾール
三十五　メタ—ジニトロベンゼン
三十六　二・三—ジヒドロ—六—プロピル—二—チオキソ—四(—H)—ピリミジノン(別名プロピルチオウラシル)
三十七　ジビニルベンゼン
三十八　五・五—ジフェニル—二・四—イミダゾリジンジオン
三十九　一・四—ジブロモブタン
四十　一・三—ジブロモプロパン
四十一　ジベンジルエーテル
四十二　二・三—ジメチルアニリン
四十三　一・一—ジメチルヒドラジン
四十四　タリウム及びその水溶性化合物
四十五　チオアセトアミド
四十六　鉄カルボニル
四十七　一・一・二・二—テトラクロロエタン
四十八　テトラナトリウム＝三・三′—［(三・三′—ジメトキシ—四・四′—ビフェニリレン)ビス(アゾ)］ビス(五—アミノ—四—ヒドロキシ—二・七—ナフタレンジスルホナート(別

名CIダイレクトブルー十五)
四十九　二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル＝(Z)―三―(二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―――プロペニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)
五十　テルル及びその化合物(水素化テルルを除く。)
五十一　トリクロロアセトニトリル
五十二　ナトリウム＝三―［N―［四―［［四―(ジメチルアミノ)フェニル］［四―［N―エチル［(三―スルホナトフェニル)メチル］アミノ］フェニル］メチレン］―二・五―シクロヘキサジエン―――イリデン］―N―エチルアンモニオ］ベンゼンスルホナート(別名CIアシッドバイオレット四十九)
五十三　ナトリウム＝一・一′―ビフェニル―二―オラート
五十四　二硝酸プロピレン
五十五　メター二トロアニリン
五十六　五′―［N・N―ビス(二―アセチルオキシエチル)アミノ］―二′―(二―ブロモ―四・六―ジニトロフェニルアゾ)―四′―メトキシアセトアニリド
五十七　ビフェニル
五十八　フェナントレン
五十九　パラ―(フェニルアゾ)アニリン
六十　フタル酸ジイソブチル
六十一　――ターシャリ―ブチル―三―(二・六―ジイソプロピル―四―フェノキシフェニル)チオ尿素(別名ジアフェンチウロン)
六十二　ターシャリ―ブチル＝ヒドロペルオキシド
六十三　一・三―プロパンスルトン
六十四　N―プロピル―N―［二―(二・四・六―トリクロロフェノキシ)エチル］イミダゾール――カルボキサミド(別名プロクロラズ)
六十五　二―プロピン―――オール
六十六　二―(四―ブロモジフルオロメトキシフェニル)―二―メチルプロピル＝三―フェノキシベンジルエーテル(別名ハルフェンプロックス)
六十七　パラ―ブロモフェノール
六十八　三―ブロモ―――プロペン(別名臭化アリル)
六十九　ヘキサデシルトリメチルアンモニウム＝ブロミド
七十　ヘキサヒドロ――・三・五―トリニトロ――・三・五―トリアジン(別名シクロナイト)
七十一　ベンゾチアゾール
七十二　ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム
七十三　メチル＝二―(四・六―ジメトキシ―二―ピリミジニルオキシ)―六―［――(メトキシイミノ)エチル］ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル)
七十四　メチルヒドラジン
七十五　二―メチル――・一′―ビフェニル―三―イルメチル＝(Z)―三―(二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―――プロペニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ビフェントリン)
七十六　メチル＝三―(四―メトキシ―六―メチル――・三・五―トリアジン―二―イルカルバモイルスルファモイル)―二―テノアート(別名チフェンスルフロンメチル)
七十七　四・四′―メチレンビス(N・N―ジメチルアニリン)
七十八　メチレンビス(四・――フェニレン)＝ジイソシアネート
七十九　四・四′―メチレンビス(二―メチルシクロヘキサンアミン)
八十　りん酸(Z)―二―クロロ―――(二・四・五―トリクロロフェニル)ビニル＝ジメチル(別名テトラクロルビンホス又はCVMP)
八十一　りん酸トリス(二―エチルヘキシル)

4）特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則

(平成十三年三月三十日)

(内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第五条第一項及び第二項の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則

(用語)

第一条　この命令において使用する用語は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「法」という。)及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成十二年政令第百三十八号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。

(第一種指定化学物質の排出量の算出の方法)

第二条　法第五条第一項の第一種指定化学物質の排出量の算出の方法は、次に掲げる方法とする。この場合において、第一種指定化学物質の排出量は、特定第一種指定化学物質(ダイオキシン類を除く。)にあっては特定第一種指定化学物質量、ダイオキシン類にあってはダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成十一年総理府令第六十七号)第三条に規定する方法により換算した量、特定第一種指定化学物質以外の第一種指定化学物質にあっては第一種指定化学物質量によって算出するものとする。

一　第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法

二　当該事業所における排出物(環境に排出される物質をいう。以下この条において同じ。)に含まれる第一種指定化学物質の量又は濃度の測定の結果に基づき算出する方法

三　製造量、使用量その他の第一種指定化学物質等の取扱量に関する数値と当該第一種指定化学物質の排出量との関係を的確に示すと認められる数式を用いて算出する方法

四　蒸気圧、溶解度その他の第一種指定化学物質の物理的化学的性状に関する数値を用いた計算により当該事業所における排出物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、当該計算により推計される排出物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度に基づき算出する方法

五　前各号に掲げるもののほか、当該事業所において環境に排出される第一種指定化学物質の量を的確に算出できると認められる方法

(第一種指定化学物質の移動量の算出の方法)

第三条　法第五条第一項の第一種指定化学物質の移動量の算出の方法は、次に掲げる方法とする。この場合において、第一種指定化学物質の移動量は、特定第一種指定化学物質(ダイオキシン類を除く。)にあっては特定第一種指定化学物質量、ダイオキシン類にあってはダイオキシン類対策特別措置法施行規則第三条に規定する方法により換算した量、特定第一種指定化学物質以外の第一種指定化学物質にあっては第一種指定化学物質量によって算出するものとする。

一　第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法

二　当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる第一種指定化学物質の量又は濃度の測定の結果に基づき算出する方法

三　製造量、使用量その他の第一種指定化学物質等の取扱量に関する数値と当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる第一種指定化学物質の量との関係を的確に示すと認められる数式を用いて算出する方法

四　溶解度その他の第一種指定化学物質の物理的化学的性状に関する数値を用いた計算により当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、当該計算により推計される廃棄物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度に基づき算出する方法

五　前各号に掲げるもののほか、事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量を的確に算出できると認め

られる方法

(排出量及び移動量の把握)

第四条　法第五条第一項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の把握は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一　事業所ごとに、次に定める事項を把握すること。

イ　当該事業所においてその年度に業として取り扱う第一種指定化学物質(当該年度に業として取り扱う製品(法第二条第五項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。)に含有されるものを含み、特定第一種指定化学物質を除く。)であって、その第一種指定化学物質量が一トン以上であるもの(ヘにおいて「把握対象第一種指定化学物質」という。)の排出量及び移動量

ロ　当該事業所においてその年度に業として取り扱う特定第一種指定化学物質(当該年度に業として取り扱う製品に含有されるものを含む。)であって、その特定第一種指定化学物質量が〇・五トン以上であるもの(ヘにおいて「把握対象特定第一種指定化学物質」という。)の排出量及び移動量

ハ　鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八条第一項に規定する建設物、工作物その他の施設が設置されている事業所(令第三条第一号又は第二号に掲げる業種に属する事業を営む者が有するものに限る。)にあっては、鉱山保安規則(平成六年通商産業省令第十三号)第七百六十七条第二号及び第七百八十二条第二号の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

ニ　下水道終末処理施設が設置されている事業所にあっては、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十一条第一項(同法第二十五条の十において準用する場合を含む。)の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

ホ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設(ヘにおいて単に「処理施設」という。)が設置されている事業所(令第三条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者が有するものに限る。)にあっては、次に掲げる事項

(1)　一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年総理府令、厚生省令第一号)第一条第二項第十四号ハ(同令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

(2)　ダイオキシン類の当該施設(ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成十二年総理府令、厚生省令第二号)第一条第三号ロの規定により水質検査を行うこととされているものに限る。)からの排出量

(3)　水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第十四条第一項の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

ヘ　処理施設が設置されている事業所(当該事業所を有する事業者が有する他の事業所(把握対象第一種指定化学物質に該当する第一種指定化学物質又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当する特定第一種指定化学物質があるものに限る。以下ヘにおいて「特定その他事業所」という。)において生ずる廃棄物を処分する処理施設が設置されているものに限る。)にあっては、次に掲げる事項

(1)　一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第一条第二項第十四号ハ(同令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質(当該事業所において当該特定その他事業所において生ずる廃棄物を処分している特定その他事業所において把握対象第一種指定化学物質又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当するものに限る。(2)において特定把握対象第一種指定化学物質という。)の当該施設からの排出量

(2)　水質汚濁防止法第十四条第一項の規定に基づく測定の対象となる特定把握対象第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

ト　ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二条第二項に規定する特

定施設(チにおいて単に「特定施設」という。)が設置されている事業所にあっては、ダイオキシン類の当該施設からの排出量及び移動量

チ　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第一条各号列記以外の部分に規定する最終処分場(以下チにおいて単に「最終処分場」という。)が設置されている事業所(当該事業所を有する事業者が有する事業所に設置されている特定施設において生ずる廃棄物を処分する最終処分場が設置されているものに限る。)にあっては、ダイオキシン類の当該最終処分場からの排出量

二　排出量については、次に掲げる区分ごとの排出量を把握すること。

イ　大気への排出

ロ　公共用水域への排出

ハ　当該事業所における土壌への排出(ニに掲げるものを除く。)

ニ　当該事業所における埋立処分

三　移動量については、次に掲げる区分ごとの移動量を把握すること。

イ　下水道への移動

ロ　当該事業所の外への移動(イに掲げるものを除く。)

(届出の方法等)

第五条　法第五条第二項の規定による届出は、毎年度六月三十日までに、別記様式の届出書を提出して行わなければならない。

2　二以上の業種に属する事業を行う事業所に係る法第五条第二項の規定による届出は、当該事業所における主たる事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

(届出事項)

第六条　法第五条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

三　事業所において常時使用される従業員の数

四　事業所において行われる事業が属する業種

五　法第五条第一項の規定により排出量及び移動量を把握した第一種指定化学物質の名称並びに当該第一種指定化学物質に係る第四条第二号及び第三号に定める区分ごとの排出量及び移動量

附　則

1　この命令は、法附則第一条第三号中法第五条第一項の規定の施行の日から施行する。ただし、第五条及び第六条の規定は、同号中法第五条第二項の規定の施行の日から施行する。

(法第五条第一項の規定の施行の日＝平成一三年四月一日)

(法第五条第二項の規定の施行の日＝平成一三年四月一日)

2　この命令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間においては、第四条第一号イ中「一トン」とあるのは、「五トン」とする。

様式第1（第5条関係）

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年　　月　　日

大臣（　　知事）　殿

（ふりがな）
届出者　住　所　〒
（ふりがな）
氏　名　　㊞
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第５条第２項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	（ふりがな） 事業者の名称	
	前回の届出における名称	
	（ふりがな） 事業所の名称	
	前回の届出における名称	
	所 在 地 （ふりがな）	〒　　－　　都道府県　　市区町村

事業所において常時使用される従業員の数	人

事業所において行われる事業が属する業種	業　種　名		業種コード
	うち主たるもの		

第一種指定化学物質の排出量及び移動量	別紙番号１～　　のとおり
本届出が法第６条第１項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無

担当者 （問い合わせ先）	部　署	
	（ふりがな） 氏　名	
	電話番号	（　　）　　－

※受理日	年　月　日	※整理番号	

備考
1　本届出書は、事業所ごとに作成すること。
2　前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
3　事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年４月１日現在（前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日）における当該事業所の人数を記載すること。
4　事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、次欄以降にその他の業種を記載すること。また、業種コードの欄には業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載すること。
5　法人にあっては、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
6　※の欄には、記載しないこと。
7　届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
8　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

別紙番号	

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称												
第一種指定化学物質の号番号											単位(該当するものに○をすること)	1．kg 2．mg-TEQ
排出量	イ　大気への排出											
	ロ　公共用水域への排出										排出先の河川、湖沼、海域等の名称	
	ハ　当該事業所における土壌への排出(ニ以外)											
	ニ　当該事業所における埋立処分										埋立処分を行う場所(該当するものに○をすること)	1．安定型 2．管理型 3．遮断型
移動量	イ　下水道への移動											
	ロ　当該事業所の外への移動（イ以外）											
※整理番号												

備考　1　特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。

2　本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。

3　第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名）及び号番号を記載すること。

4　排出量及び移動量の単位は、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質については「kg」、ダイオキシン類については「mg-TEQ」を選択すること。

5　排出量及び移動量の有効数字は２桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が１kg未満の場合、小数点以下第２位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。

6　公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。

7　※の欄には、記載しないこと。

９．ＰＲＴＲ届出を行うにあたって

１．届出先

届出は、都道府県を経由して事業所において営んでいる事業を所管する大臣に提出する。
従って、届出書は、事業所の所在地を管轄する「都道府県」に提出して下さい。ただし、都道府県によっては届出先を県の出先機関、政令指定都市等としている場合がありますので、実際の窓口については「都道府県のＰＲＴＲ担当窓口」に問い合わせて下さい。

２．届出期間

毎年度４月１日から受付を開始します。最終受付は６月３０日

３．届出方法

１）届出は、①書面、②磁気ディスク（ＦＤ、ＣＤ－Ｒいずれも可）③電子情報処理組識の３通りの方法から選択できる。
なお、電子情報処理組識を使用した届出（電子届出）は、経済産業省・環境省発行の「電子届出の手引き」を参照して下さい。

２）書面、磁気ディスクの届出は、都道府県の届出窓口へ持参又は郵送による提出が可能。ただし、６月３０日必着。

４．必要な提出物

１）書面の場合、所要の事項を記入した届出書１部を届出窓口に提出する。届出書１部とは、様式第１の本紙（１枚）及び別紙(届出を行う物質数と同じ枚数)から構成されます。本紙と別紙は、紙面の左上１ヶ所をホッチキスでとじて提出することになっています。

２）磁気ディスクの場合、「届出書／ファイル作成支援プログラム」を用いて届出内容を記録したＦＤ又はＣＤ－Ｒ（ラベル部分に提出者の氏名、事業所の名称、提出年月日を記入したラベルを貼付したもの）に「磁気ディスク提出票」を添えて都道府県の届出窓口に持参又は郵送する。

３）電子情報処理組識届出の場合
電子情報届出を行って、都道府県からＩＤを取得し、届出データファイルをオンラインで届出する。詳細は、経済産業省・環境省発行の「ＰＲＴＲ電子届出の手引き」を参照するか、都道府県の届出窓口にお問い合わせ下さい。

５．注意事項

１）複数の事業所を有する場合の届出先
届出は、事業所ごとに作成し、その事業所の所在地の都道府県の届出窓口に行う。複数の事業所を有する事業者は、１事業所ごとに、それぞれの所在地の都道府県に届出が必要になります。

２）磁気ディスクの郵送
磁気ディスクを郵送する場合は、プラスチックケースに収納して郵送するなどデータの保護に留意して下さい。

３）届出書の保管
届出内容については、届出窓口で受付した後も国による集計結果の公表までの期間、必要に応じて問い合せがありますので、届出書は必ず控えを取り大切に保管しておいて下さい。

４）変更届出書の提出
届出を行った後、追加、修正等の必要が生じた場合は、速やかに新たな届出書一式を作成し「変更届出書」を添付し、再提出して下さい。
なお、再提出に際しては、その理由を明記し、追加、修正の箇所が分かるようにする。
また、変更届出は、前回の届出方法と同じ方法（書面で届け出た場合は書面で、磁気ディスクの場合は磁気ディスク）で行います。

５）届出書に秘密情報が含まれる場合

届出内容に秘密情報が含まれているために法第６条第１項に基づく請求を行う場合の請求先は（請求書及び関連資料提出先）は、その事業所を所管する大臣となりますが、その際には必ず事前に事業を所管する以下の各省庁のＰＲＴＲ担当部局に相談して下さい。

省庁名	部局名	電話（内線）
経済産業省	製造産業局化学物質管理課	０３－３５０１－００８０
環境省	環境保健部環境安全課	０３－３５８１－３３５１（６３５８）
文部科学省	研究開発局海洋地球課	０３－５２５３－４１４２
厚生労働省	医薬局審査管理課化学物質安全対策課	０３－５２５３－１１１１（２４２３）
農林水産省	生産局生産資材課農薬対策室	０３－３５０２－０１２４
国土交通省	総合政策局環境海洋課	０３－５２５３－８２６４

６．行政からの要望

１）届出データの集計のための電子化作業等の入力ミスを極力避けるため、届出に際しては、書面でなく、磁気ディスク又は電子情報処理組織での届出を要望しています。

２）なお、届出書（届出用ファイル）を作成するための支援プログラムは、以下のホームページからダウンロードできます。

経済産業省のホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

環境省のホームページ

http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html

１０．ＰＲＴＲ届出書記入要領

１）（様式第１の本紙）　第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書記入要領

（１）『届出先』

○あて先につきましては、Ｐ８２の「業種コード・あて先一覧」を参考に事業所における主たる業種を所管している大臣を記入して下さい。また、（　　）内には、届出書を経由する都道府県知事等を記入して下さい。（例：経済産業大臣（神奈川県知事）、環境大臣（横浜市長）など）

○「主務大臣（都道府県知事）」、「川口順子大臣（石原慎太郎知事）」とは記入しないで下さい。

（２）『届出者』

○届出者（事業者）の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）を記入して下さい。

○届出者本人（法人にあってはその代表者）が署名した場合、押印は必要ありません。

○郵便番号は必ず７桁で記入して下さい。なお、大口事業所等で取得されている個別郵便番号は記入せず、その地区で通常用いられる郵便番号を記入して下さい。

○届出者は、その事業所の届出を工場長や事業所長など当該事業所の化学物質の管理に責任を有する者に委任することができます。その場合には、以下のように記入して下さい。委任状の添付は必要ありませんが、法人内部で適切な委任行為を行っておいて下さい。

（ふりがな）　〒105 - 0003
届出者　住　所　東京都港区西新橋(にししんばし)2-16-1
全国たばこセンタービル９階
（ふりがな）
氏　名　日本溶融亜鉛鍍金株式会社(にっぽんようゆうあえんめっきかぶしきかいしゃ)
代表取締役　小野(おの)　隆(たかし)
代理人　技術部長　伊藤修一(いとうしゅういち)　印

＊届出者の住所、氏名の欄は代表者のもの（本社住所、社長名等）を記載して下さい。

＊届出者の住所、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記載し、代理人の印を押して下さい。この場合、届出者（代表者）の押印は必要ありません。なお、代理人についても本人が署名することにより、押印に代えることができます。

（３）『事業者の名称』

○事業者（企業、会社等）の名称を記入して下さい（例：霞ヶ関株式会社）。

○「前回の届出における名称」の欄は、事業者の名称が、前回の届出時における名称から変更された場合（会社の名称変更、合併等の場合）のみ記入して下さい。

＊合併した場合は、合併前の事業者名をすべて記入して下さい。（例：日本溶融亜鉛鍍金株式会社、千代田株式会社）

（４）『事業所の名称』

○事業所の名称を記入して下さい。（例：本社、西新橋工場、虎ノ門製造所、新橋営業所など）

○複数の事業所を有する事業者にあっては、それぞれの事業所の区別が付くように、異なる事業所には異なる名称を記入して下さい。（特に名称がないような場合にも、本届出の便宜のために、適切な名称を付してください。）
○「前回の届出における名称」の欄は、事業所の名称が、前回の届出時における名称から変更された場合（事業所の名称変更、合併等の場合）のみ記入して下さい。
＊合併もしくは買収した場合は、合併もしくは買収前の事業所名をすべて記入して下さい。（例：日本溶融亜鉛鍍金株式会社、千代田株式会社東京工場）

（5）『所在地』
○事業所の郵便番号、所在地（都道府県名から番地まで）を記入して下さい。
○郵便番号は必ず７桁で記入して下さい。なお、大口事業所等で取得されている個別郵便番号は記入せず、その地区で通常用いられる郵便番号を記入して下さい。

（6）『事業所において常時使用される従業員の数』
○当該事業所における排出量等の把握対象年度の４月１日現在（年度途中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日）における常時使用される従業員の人数を記入して下さい。
○常時使用される従業員の数とは、事業者に期間を定めずに使用されている人もしくは１ヶ月を超える期間を定めて使用されている人（嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている人も含まれます）、または排出量等の把握対象年度の前年度の２月及び３月中にそれぞれ１８日以上使用されている人をいいます。また、常時使用される従業員の数には、法の対象業種でない事業に従事する者も常時使用される従業員の数としてカウントされます。（経済産業省、環境省のホームページ（Ｐ２）に掲載されています。）

（7）『事業所において行われる事業が属する業種』
○「業種名」には当該事業所において行われる事業が属する対象業種を記入して下さい。また、「業種コード」の欄には業種に対応するコード（４桁）を記入して下さい。業種の区分等は日本標準産業分類における分類となっています。業種コードにつきましては、Ｐ８２の「業種コード・あて先一覧」をご覧ください。

（業種の考え方）
○複数業種を営む事業所にあっては、①貴事業所が営んでいる業種の中から届出の対象となっている業種をすべて選択し、②その中から事業所における主たる事業が属する業種（対象業種の中で製造品等の出荷額・売上額が最も多い業務に関係する業種名）を最上欄に記載し、③次欄以降にそれ以外に営んでいる対象業種を記入して下さい。

（塗装工事業、塗料卸売業は届出対象業種ではありませんので、記入する必要はありません）

（8）『第一種指定化学物質の排出量及び移動量』
○様式第１の本紙に添付している別紙の枚数を記入して下さい。この際、法第６条第１項の請求を行う物

質がある場合、その物質はこの届出に含めないで下さい。

（9）『本届出が法第６条第１項の請求に係るものであることの有無』
○当該事業所について法第６条第１項に基づく請求を行わない場合は、無に○印を付けて下さい。
○届出内容に秘密情報が含まれているために法第６条第１項に基づく請求を行う場合は、有に○印を付け、この様式第１の本紙及び秘密情報の請求を行う化学物質について記入した別紙に法第６条第１項の請求様式を添付し事業所管大臣へ直接届出を行っていただくことになります。なお、当該事業所において秘密情報の請求をしないその他の物質については、都道府県知事へ届け出ていただくことになりますが、その際は、都道府県知事あての様式第１の本紙のこの欄にも、有に○印を付けて下さい。
○事業所管大臣に直接届け出る物質の別紙については、都道府県あての届出書に含めないでください。

（１０）『担当者（問い合わせ先）』
○届出の受理後、行政側から届出内容について問い合わせをさせていただくことがありますので、届出担当者の所属する部署、氏名、電話番号（連絡先）を記入して下さい。

（１１）『※受理日』及び『※整理番号』
○この欄には記入しないで下さい。

＊ 捨 印

様式第一（第５条関係）

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

＊（1）　　平成14年年　５月　１０日

経済産業大臣（東京都知事）　殿

（ふりがな）　＊（2）
届出者　住　所　〒105－0003
（ふりがな）東京都港区西新橋2-16-1 全国たばこセンタービル9階
氏　名（社）日本溶融亜鉛鍍金株式会社
代表取締役　小野隆
代理人　技術部長　伊藤修一　印

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第５条第２項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	（ふりがな）事業者の名称 ＊（3）	にっぽん　ようゆう　あえん　めっき　かぶしきかいしゃ 日本溶融亜鉛鍍金株式会社
	前回の届出における名称	
	（ふりがな）事業所の名称 ＊（4）	にししんばし 西新橋工場
	前回の届出における名称	
	所在地 ＊（5）（ふりがな）	〒１０５－０００３　(都)道府県　市(区)町村 東京　港 にししんばし 西新橋２－１６－１
事業所において常時使用される従業員の数　＊（6）		４０　人

事業所において行われる事業が属する業種 ＊（7）		業種名	業種コード
	うち主たるもの	溶融亜鉛めっき	２８００

第一種指定化学物質の排出量及び移動量　＊（8）	別紙番号１～　のとおり
本届出が法第６条第１項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○をすること）　＊（9）	１．有 ２．(無)

担当者（問い合わせ先）＊（10）		
	部　署	西新橋工場　技術部
	（ふりがな）氏　名	いとうしゅういち 伊　藤　修　一
	電話番号	（０３）５７７６－１４２０

※受理日 ＊（11）	年　月　日	※整理番号 ＊（11）	

備考　1　本届出書は、事業所ごとに作成すること。

2　前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。

3　事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年４月１日現在（前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日）における当該事業所の人数を記載すること。

4　事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、次欄以降にその他の業種を記載すること。また、業種コードの欄には業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載すること。

5　法人にあっては、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。

6　※の欄には、記載しないこと。

7　届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４　とすること。

8　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

2）（様式第１の別紙）　第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量記入要領

＜注意事項＞

○この別紙は、第一種指定化学物質ごとに、１枚づつ作成して下さい。
その際、クロム酸亜鉛やクロム酸鉛のような物質は、施行令別表第一では「６価クロム化合物」に含まれる物質ですので、それらをまとめて「６価クロム化合物」で１枚の様式第１の本紙を作成して下さい。また、この場合「亜鉛の水溶性化合物」や「鉛及びその化合物」についても別紙の作成が必要になります。
○特定第一種指定化学物質（Ｐ８８～９８において最左欄に○印のついた物質を参照）についてもこの別紙に記入して下さい。

（１）『別紙番号』

○届出対象となった第一種指定化学物質（１物質につき１枚）ごとに号番号（（３）を参照）の順に並べ、１から順に連続する番号を記入して下さい。

（２）『第一種指定化学物質の名称』

○施行令別表第一に掲げる名称（令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名）を記入して下さい。別名が複数ある場合は、どの別名を記入しても構いません。
○施行令別表第一は、　Ｐ５５～６６を参照してください。

（３）『第一種指定化学物質の号番号』

○施行令別表第一におけるそれぞれの物質ごとに付された番号（１～３５４）をアラビア数字で記入して下さい。

（４）『単位』

○ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質については「kg」、ダイオキシン類については「mg-TEQ」

に○印を付けて下さい。

（5）『排出量』

○排出量の把握対象年度（届出の前年の４月１日～届出の年の３月３１日）１年間における第一種指定化学物質ごとの環境への排出量を、「イ　大気への排出」、「ロ　公共用水域への排出」、「ハ　当該事業所における土壌への排出（ニ以外）」、「ニ　当該事業所における埋立処分」に分けて記入して下さい。

イ『大気への排出』

事業所から大気中へ排出した第一種指定化学物質の量（質量）を記入して下さい。

ロ『公共用水域への排出』

事業所から公共用水域（河川、湖沼、海域等）へ排出した第一種指定化学物質の量（質量）を記入して下さい。

右欄には、排出した排出先の名称（排水が最初に流入する河川、湖沼、海域等の名称（例；○○川、××湾等）も併せて記入して下さい。排出先が○○排水路のような場合は、その先の河川名等を記入してください。「○○排水路」「△△用水路」といった水路等の名称は記入しないでください。また、事業所からの排水が２つ以上の河川等に排出されている場合には、当該第一種指定化学物質の排出量の多い方の河川等を記入してください。

ハ『当該事業所における土壌への排出（ニ以外）』

事業所内の土壌へ排出した第一種指定化学物質の量（質量）を記入して下さい。なお、事業所敷地内で埋立処分をしている廃棄物に含まれる量については、ニの欄に記入して下さい。

ニ『当該事業所における埋立処分』

事業所敷地内で埋立処分した第一種指定化学物質の量（質量）を記入して下さい。

なお、当該事業所における埋立処分を行う場所の区分を廃棄物処理法上の区分「安定型」「管理型」「遮断型」から選び、該当するものを○印で囲んで下さい。

＜留意事項＞

①当該記入欄に数値を記入できる事業者は、廃棄物処理法に基づく許可を受けた最終処分場又は届出を行った最終処分場を当該事業所内に有する事業者に限られます。

②上記最終処分場（自社の所有のもの）を持つ事業者は、非常に少数であり、多くの事業者は、廃棄物の処理を民間業者への委託又は市町村で処分しています。

③委託等により廃棄物の埋立処分を行っている場合は、本法における届出においては移動量に該当しますので「ロ　当該事業所の外への移動」の欄に合算して記入してください。

（6）『移動量』

○移動量の把握対象年度（届出の前年の４月１日～届出の年の３月３１日）１年間における第一種指定化

学物質ごとの当該事業所の外への移動量（質量）を、「イ　下水道への移動」、「ロ　当該事業所の外への移動（イ以外）」に分けて記入して下さい。

イ『下水道への移動』

排水に含まれて事業所から公共下水道へ放流した第一種指定化学物質の量（質量）を記入して下さい。

ロ『当該事業所の外への移動（イ以外）』

廃棄物の処理を行うため、廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出された第一種指定化学物質の量（質量）を記入して下さい。なお、有価物は廃棄物ではありませんので移動量として届出をする必要はありません。

※排出量及び移動量の記入について

○排出量及び移動量は有効数字２桁で記入して下さい。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質の排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第２位以下を四捨五入して得られた数値を記入して下さい。（例：０．１６→０．２）

なお、ダイオキシン類につきましては、算出した結果を有効数字２桁にしそのまま記入して下さい。（例：０．００３５）

＜記入例＞

排出量	イ　大気への排出								0	．００３５

○排出量（イ～ニ）及び移動量（イ、ロ）のすべての項目に把握・算出した数値を記入してください。有効数字２桁で記入した結果、“ゼロ”となった項目については、「０．０」と記入して下さい。

○対象化学物質の名称が「キシレン」や「ジニトロトルエン」などのように異性体の区別がされていないなど複数の物質を含む場合は、その対象化学物質名に含まれる全ての化学物質（例えば、「キシレン」の場合は、o-キシレン、m-キシレン、p-キシレンの全て）の合計量を記入して下さい。

○対象化学物質名が○○化合物のような金属化合物、「無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）」、「ふっ化水素及びその水溶性塩」及び「ほう素及びその化合物」については、それぞれの物質に含まれる「金属元素」、「シアン」、「ふっ素」及び「ほう素」に換算した量を記入して下さい。

○金属化合物、「無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）」、「ふっ化水素及びその水溶性塩」及び「ほう素及びその化合物」について、複数の対象となる物質群に含まれる化学物質がある場合（例えば、「クロム酸鉛」は「6価クロム化合物」と「鉛及びその化合物」の両方に含まれる）は、該当する全ての物質群に含めて届出をして下さい（物質群ごとに別紙を作成）。その際、例えばクロム酸鉛の場合、クロムに換算した量と鉛に換算した量が異なることに注意して下さい。

（７）『※整理番号』

○この欄には記入しないで下さい。

別紙番号	1

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称＊（2）		鉛及びその化合物		
第一種指定化学物質の号番号		２３０　＊（3）	単位（該当するものに○をすること）	1 (kg) 2．mg-TEQ
排出量 ＊（5）	イ　大気への排出	25.	＊（4）	
	ロ　公共用水域への排出	0.0	排出先の河川、湖沼、海域等の名称	
	ハ　当該事業所における土壌への排出（ニ以外）	0.0		
	ニ　当該事業所における埋立処分	0.0	埋立処分を行う場所（該当するものに○をすること）	1．安定型 2．(管理型) 3．遮断型
移動量 ＊（6）	イ　下水道への移動	510.		
	ロ　当該事業所の外への移動（イ以外）	320.		
※整理番号（7）				

備考　1　特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。

2　本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。

3　第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称（令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名）及び号番号を記載すること。

4　排出量及び移動量の単位は、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質については「kg」、ダイオキシン類については「mg-TEQ」を選択すること。

5　排出量及び移動量の有効数字は２桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が１kg未満の場合、小数点以下第２位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。

6　公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。

7　※の欄には、記載しないこと。

3）対象業種とコード番号，あて先一覧の例

① 業種の判断は、注記のない限り、日本標準産業分類に準拠して下さい。
② 複数の大臣名が記載されている業種については、いずれの大臣あてに届出を行っても構いません。（届出書本紙の「主務大臣」欄には、必ずいずれか一つを記載して下さい。）
③ 本表は、事業者の届出の便宜に資するよう参考までに作成されたものであり、各大臣の一般的な所管の整理について何ら予断を与えるものではありません。

政令番号	業種名	業種コード	あて先
一	金属鉱業	０５００	経済産業大臣
二	原油・天然ガス鉱業	０７００	経済産業大臣
三	製造業		
	食料品製造業	１２００	農林水産大臣
	飲料・たばこ・飼料製造業（以下を除く）	１３００	農林水産大臣
	酒類製造業	１３２０	財務大臣
	たばこ製造業	１３５０	財務大臣
	繊維工業	１４００	経済産業大臣
	衣類･その他の繊維製品製造業	１５００	経済産業大臣
	木材・木製品製造業（家具を除く）	１６００	経済産業大臣 農林水産大臣
	家具・装備品製造業	１７００	経済産業大臣
	パルプ・紙・紙加工品製造業	１８００	経済産業大臣
	出版・印刷・同関連産業	１９００	経済産業大臣
	化学工業（以下を除く）	２０００	経済産業大臣
	塩製造業	２０２５	財務大臣
	医薬品製造業	２０６０	厚生労働大臣
	農薬製造業	２０９２	農林水産大臣
	石油製品・石炭製品製造業	２１００	経済産業大臣
	プラスチック製品製造業	２２００	経済産業大臣
	ゴム製品製造業	２３００	経済産業大臣
	なめし革・同製品・毛皮製造業	２４００	経済産業大臣
	窯業・土石製品製造業	２５００	経済産業大臣
	鉄鋼業	２６００	経済産業大臣
	非鉄金属製造業	２７００	経済産業大臣
	金属製品製造業	２８００	経済産業大臣
	一般機械器具製造業	２９００	経済産業大臣
	電気機械器具製造業（以下を除く）	３０００	経済産業大臣
	電子応用装置製造業	３０６０	経済産業大臣 厚生労働大臣
	電気計測器製造業	３０７０	経済産業大臣 厚生労働大臣
	輸送用機械器具製造業（以下を除く）	３１００	経済産業大臣
	鉄道車両・同部分品製造業	３１２０	国土交通大臣
	船舶製造・修理業、舶用機関製造業	３１４０	国土交通大臣
	精密機械器具製造業（以下を除く）	３２００	経済産業大臣
	医療用機械器具・医療用品製造業	３２３０	経済産業大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣
	武器製造業	３３００	経済産業大臣
	その他の製造業	３４００	経済産業大臣

１１．国及び都道府県におけるＰＲＴＲ担当部局一覧

	部　局　名	電話番号	ＦＡＸ
経済産業省	製造産業局科学物質管理課	03-3501-0080	03-3580-6347
環境省	環境保建部環境安全課	03-5521-8260	03-3580-3596

自治体名	部　局　名	電話番号	ＦＡＸ
北海道	環境生活部環境室環境保全課	011-231-4111(24-265)	011-232-1301
青森県	環境生活部環境政策課水質班	017-734-9250	017-734-8067
岩手県	環境生活部環境保全課水質係	019-629-5359	019-629-5364
宮城県	環境生活部環境対策課	022-211-2667	022-211-2696
秋田県	生活環境文化部環境政策課化学物質班	018-860-1606	018-860-3881
山形県	文化環境部環境政策推進室環境保護課	023-630-2339	023-630-2133
福島県	生活環境部環境指導課	024-521-7261	024-521-7927
茨城県	生活環境部環境対策課	029-301-2956	029-301-2969
栃木県	生活環境部環境管理課	028-623-3188	028-623-3138
群馬県	環境生活部環境保全課	027-226-2833	027-243-7704
埼玉県	環境防災部ダイオキシン対策室	048-830-7332	048-830-4768
千葉県	環境生活部環境生活課	043-223-4665	043-222-8044
東京都	環境局環境改善部有害化学物質対策課	03-5321-1111(42-415)	03-5388-1376
神奈川県	環境農政部大気水質課化学物質対策班	045-210-4119	045-210-8846
新潟県	環境生活部環境対策課	025-280-5154	025-280-5166
富山県	生活環境部環境保全課	076-444-3144	076-444-3481
石川県	環境安全部環境政策課	076-223-9168	076-222-1117
福井県	福祉環境部環境政策課	0776-20-0302	0776-20-0634
山梨県	森林環境部大気水質保全課大気担当	055-223-1510	055-223-1512
長野県	生活環境部公害課公害対策係	026-235-7177	026-235-7366
岐阜県	健康福祉環境部環境管理課	058-272-1111(2697)	058-271-5719
静岡県	環境部大気環境室	054-221-2205	054-221-3278
愛知県	環境部環境政策課化学物質グループ	052-961-2111(3025,6)	052-961-3985
三重県	大気水質課大気保全グループ	059-224-2380	059-229-1016
滋賀県	琵琶湖環境部環境政策課環境政策担当	077-528-3452	077-528-4844
京都府	企画環境部環境管理課指導係	075-414-4715	075-414-4705
大阪府	環境農林水産部環境指導室	06-6947-5960	06-6944-6714
兵庫県	県民生活部環境局環境政策課環境情報センター	078-362-3276	078-362-3914
奈良県	生活環境部環境管理課	0742-22-1101(3396)	0742-22-1668
和歌山県	環境生活部環境管理課水質保全班	073-441-2688	073-441-2689
鳥取県	生活環境部環境政策課	0857-26-7870	0857-22-4240
島根県	環境生活部環境政策課化学物質対策担当	0852-22-6784	0852-25-3830
岡山県	生活環境部環境管理課化学物質対策係	086-226-7305	086-224-2147
広島県	環境局環境対策室化学物質対策グループ	082-228-2111(2920)	082-227-4815
山口県	環境生活部環境政策課環境保全室化学物質対策班	083-933-3034	083-933-3049
徳島県	県民環境部環境局環境管理課	088-621-2271	088-621-2847
香川県	生活環境部環境局環境保全課	087-832-3219	087-837-0570
愛媛県	県民環境部環境局環境政策課	089-941-2111(2442)	089-931-0888
高知県	文化環境部環境保全課大気環境班	088-823-9686	088-823-9283
福岡県	環境部環境保全課	092-643-3359	092-643-3357
佐賀県	環境生活局環境課環境管理係	0952-25-7774	0952-25-7269
長崎県	県民生活環境部環境保全課	095-822-4721	095-820-4085
熊本県	環境生活部環境保全課	096-382-6924	096-387-7612
大分県	生活環境部環境管理課	097-536-1111(3117)	097-533-8329
宮崎県	生活環境部環境政策課	0985-26-7085	0985-38－6210
鹿児島県	環境生活部環境管理課	099-286-2624	099-286-5548
沖縄県	文化環境部環境保全課水環境班	098-866-2236	098-866-2240

１２．事業者による化学物質の管理の改善を促進するための融資制度の概要

融資機関	貸付対象	資金使途	貸付限度
日本政策投資銀行 本店（産業・技術部） ＴＥＬ03-3244-1680	国の指針に基づき、化学物質の管理体制を整備した事業所が実施するものであって、当該化学物質の自主的な管理計画を達成するために必要と認められる事業	貸付対象者が当該化学物質の自主的管理計画を達成するために必要と認められる設備資金及び設備関連資金	①金利：政策金利Ⅲ ②融資比率：４０％
中小企業金融公庫 業務部特別貸付課 ＴＥＬ03-3270-1287	国の方針に基づき、化学物質の管理体制を整備し、当該化学物質の自主的な管理計画を実施する者	貸付対象者が、当該化学物質の自主的な管理計画を実施するために必要と認められる設備資金及び長期運転資金（設備を貸借する場合のリース料に限る）	①直接貸付：７億２千万円（長期運転資金については、上記限度の範囲において２億５千万円） ②代理貸付：一般貸付のほか１億２千万円 設備資金：４億円を限度として特利③ 運転資金：基準利率
国民生活金融公庫 相談センター 東京 ＴＥＬ03-3270-4649 名古屋 ＴＥＬ052-211-4649 大阪 ＴＥＬ06-6536-4649	国の指針に基づき、化学物質の管理体制を整備した者又は整備することが見込まれる者	貸付対象者が、当該化学物質の自主的な管理計画を達成するために必要と認められる設備資金及び長期運単資金（設備を貸借する場合のリース料に限る）	①設備資金：７億２百万円 特利③ ②運転資金：４千８百万円

注１）「国の指針」とは、化学物質管理促進法第３条に基づく化学物質管理指針をいう。

注２）政策金利Ⅲ：１．１０％（平成14年１月４日現在、但し、期間10年(うち据置き期間３年)で標準的な企業に融資する場合の金利であり、金利水準は貸付期間、貸付先の信用度により異なるため、具体的な金利水準は個別に金融機関にお尋ね下さい。）

基準利率　：２．０％（平成14年１月10日現在、但し、期間10年で融資する場合の金利であり、金利水準は貸付期間により異なるため、具体的な、金利水準は個別に融資機関にお尋ね下さい。）

特利③　：１．２０％（平成14年１月10日現在、但し、期間10年で融資する場合の金利であり、金利水準は貸付期間により異なるため、具体的な金利水準は個別に融資機関にお尋ね下さい。）

１３．ＭＳＤＳ

溶融亜鉛めっき製品安全データシート（ＭＳＤＳ）

このＭＳＤＳは、溶融亜鉛めっき製品の保管や二次加工、現地加工、輸送等に於いて、配慮いただくべき事項についてまとめたものです。
溶融亜鉛めっき皮膜は、ＰＲＴＲ法に定める「第一種指定化学物質　鉛」及び「特定第一種指定化学物質　カドミウム」を含有していますが、下記に示すように各々の含有量は、法によるＭＳＤＳ発行要件を下回る数値です。
溶融亜鉛めっき製品の特性をご理解いただき、各事項に十分な配慮をお願い致します。

１．製品名　溶融亜鉛めっき製品

1.1 溶融亜鉛めっき皮膜

密度	7.2g/cm^3　（ＪＩＳ Ｈ ０４０１　溶融亜鉛めっき試験方法）
融点	４１９.５℃（金属亜鉛）
沸点	９０６℃（金属亜鉛）
溶解度	水に不溶 酸やアルカリに溶け、水素ガスが発生する。
揮発性	なし（常温）
その他	湿った空気中の水と炭酸ガスとの反応により、表面に塩基性炭酸亜鉛の薄い皮膜を生じる。

1.2 溶融亜鉛めっき皮膜に含まれる化学物質

金属亜鉛	９４～９６％
金属鉄	3.8～4.6％（合金層中の鉄を含む）
金属鉛	0.3～0.7％
金属カドミウム	0.０４～0.０９％
その他の金属	0.１％以下

1.3 溶融亜鉛めっき皮膜成分の製品質量に対する含有率

ＰＲＴＲ法による指定化学物質含有率は、製品全体の質量に対して算出される。
従って、一例として、鋼材厚み５mm、めっき付着量５５０g/m^{2}の場合、次のとおりとなる。

金属亜鉛	約2.７％
金属鉄	約0.１２％
金属鉛	約0.０１３％
金属カドミウム	約0.００１８％
その他の金属	約0.００３％以下

２．発行者

名　称	社団法人　日本溶融亜鉛鍍金協会
所在地	〒105-0003　東京都港区西新橋２丁目１６－１（全国たばこセンタービル）
担当者	技術部長　伊藤修一
電　話	０３－５７７６－１４２０
ＦＡＸ	０３－５７７６－１４３０
ＵＲＬ	http://www.aen-mekki.or.jp

３．亜鉛めっき皮膜の危険性有害性

危険性	・酸やアルカリと反応して水素を発生し、短時間で著しく発生した場合にはそれが爆発することがある。
有害性	・亜鉛は生体の必須金属であるが、過度に摂取すれば有害となる。しかし、亜鉛の毒性は極めて低い。
急性毒性	・ヒト、経気道、TCLo　１２４mg/m^3/50分
環境影響	・現在のところ有効な知見無し。

４．めっき製品の取扱上の注意

取　扱	・酸性やアルカリ性を示す化学物質と接触させない。 ・溶断や溶接作業は、酸化亜鉛（ヒューム）の発生を避けるため、亜鉛が溶融する可能性のある範囲のめっき皮膜を、予めサンダー等で除去した後に行う。これらの作業時には、局所排気施設を設置することが望ましく、防塵マスク・保護めがね・手袋等の保護具の着用が必要である。

５．応急措置（亜鉛めっき製品の二次加工、現地加工等）

目に入った場合	・直ちに多量の水で１５分以上洗い流す。
吸引した場合	・溶断・溶接作業において酸化亜鉛（ヒューム）を吸引した場合、吸引後２～８時間後に発熱症状（金属熱、亜鉛熱）を示す。数時間で症状は回復するが医師の診断を受ける。 ・吸引した直後には、新鮮な空気の場所に移す。 ・鼻から吸引した場合は、鼻孔内を水で洗浄もしくは鼻をかむなどして吸引したものを除去する。 ・口から吸引した場合は、口内を水で洗浄及びうがいをして吸引したものを除去する。
飲み込んだ場合	・粉末を飲み込んだ場合、口内を水で洗浄及びうがいをし、可能であれば吐き出す。 ・多量摂取により金属熱、嘔吐、ふるえ、下痢、胃痛などを引き起こすので、直ちに医師の診断を受ける。

6．輸送上の注意

積み付け	・亜鉛めっき製品は、めっきされていない鋼材よりも表面が滑らかであるため重ねた製品が滑りやすい。従って、輸送においてはめっきされていない製品以上に注意を払い、製品の落下、転倒、損傷等の事故が生じないように、積み付けや荷締めには十分配慮する必要がある。

7．その他

参考文献	亜鉛ハンドブック　改訂版（日本鉛亜鉛需要研究会） 理化学事典（岩波書店） 化学大事典（共立出版） 危険・有害物便覧（中央労働災害防止協会） 危険物取扱必携（全国危険物安全協会） 化学物質安全性データブック（化学物質安全情報研究会）

記載内容についてのご注意

記載内容は、現時点で入手できる資料や情報に基づいて作成したもので、新しい知見が得られた場合には改正されることがあります。

記載内容は情報提供であり、保証するものではありません。

１４．参考資料

１４．１第一種指定化学物質

政令NO	CAS	物　　質　　名	特定第一種指定化学物質
1	－	亜鉛の水溶性化合物	
2	29-00-7	アクリルアミド	
3	29-13-5	アクリル酸	
4	140-88-5	アクリル酸エチル	
5	2439-35-2	アクリル酸2-（ジメチルアミノ）エチル	
6	96-33-3	アクリル酸メチル	
7	107-13-1	アクリロニトリル	
8	107-02-8	アクロレイン	
9	103-23-1	アジピン酸ビス（2-エチルヘキシル）	
10	111-69-3	アジポニトリル	
11	75-07-0	アセトアルデヒド	
12	27-52-2	アセトニトリル	
13	78-67-1	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	
14	90-04-0	o-アニシジン	
15	62-53-3	アニリン	
16	141-43-5	2-アミノエタノール	
17	111-40-0	N-（2-アミノエチル）-1,2-エタンジアミン　（別名ジエチレントリアミン）	
18	120068-37-3	5-アミノ-1-［2,6-ジクロロ-4-（トリフルオロメチル）フェニル］-3-シアノ-4-［(トリフルオロメチル）スルフィニル］ピラゾール　（別名フィプロニル）	
19	61-82-5	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール　（別名アミトロール）	
20	51276-47-2	2-アミノ-4-［ヒドロキシ（メチル）ホスフィノイル］酪酸　（別名グルホシネート）	
21	591-27-5	m-アミノフェノール	
22	107-18-6	アリルアルコール	
23	106-92-3	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	
24	－	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）	
25	－	アンチモン及びその化合物	
26	1332-21-4	石綿	○
27	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	
28	78-79-5	イソプレン	
29	29-34-8	4,4'-イソプロピリデンジフェノール（別名ビスフェノールA）	
30	25068-38-6	4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物（別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂）（液状のものに限る。）	
31	4162-45-2	2,2'-{イソプロピリデンビス［(2,6-ジブロモ-4,1-フェニレン）オキシ］}ジエタノール	
32	96-45-7	2-イミダゾリジンチオン	
33	13516-27-3	1,1'-［イミノジ（オクタメチレン)］ジグアニジン（別名イミノクタジン）	
34	76578-14-8	エチル=2-［4-（6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ）フェノキシ］プロピオナート（別名キザロホップエチル）	
35	25319-90-8	S-エチル=2-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ）チオアセタート（別名フェノチオール又はＭＣＰＡチオエチル）	

政令NO	CAS	物　　質　　名	特定第一種指定化学物質
36	36335-67-8	O-エチル=O-(6-ニトロ-m-トリル)=sec-ブチルホスホルアミドチオアート（別名ブタミホス）	
37	2104-64-5	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート　（別名ＥＰＮ）	
38	40487-42-1	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン（別名ペンディメタリン）	
39	2212-67-1	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート（別名モリネート）	
40	100-41-4	エチルベンゼン	
41	151-56-4	エチレンイミン	
42	75-21-8	エチレンオキシド	○
43	107-21-1	エチレングリコール	
44	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル	
45	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル	
46	107-15-3	エチレンジアミン	
47	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸	
48		N,N'-エチレンビス（ジチオカルバミン酸）亜鉛　（別名ジネブ）	
49	12427-38-2	N,N'-エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガン　（別名マンネブ）	
50	2234-56-2	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸）マンガンとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸）亜鉛の錯化合物　（別名マンコゼブ又はマンゼブ）	
51	85-00-7	1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジブロミド　（別名ジクアトジブロミド又はジクワット）	
52	62-44-2	4'-エトキシアセトアニリド（別名フェナセチン）	
53	2593-15-9	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール（別名エクロメゾール）	
54	106-89-8	エピクロロヒドリン	
55	556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール	
56	75-56-9	1,2-エポキシプロパン　（別名酸化プロピレン）	
57	122-60-1	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	
58	111-87-5	1-オクタノール	
59	1806-26-4	p-オクチルフェノール	
60	-	カドミウム及びその化合物	○
61	105-60-2	ε-カプロラクタム	
62	576-26-1	2,6-キシレノール	
63	1330-20-7	キシレン	
64	-	銀及びその水溶性化合物	
65	107-22-2	グリオキサール	
66	111-30-8	グルタルアルデヒド	
67	1319-77-3	クレゾール	
68	-	クロム及び3価クロム化合物	
69	-	6価クロム化合物	○
70	28-95-4	クロロアセチル=クロリド	
71	95-51-2	o-クロロアニリン	
72	106-47-8	p-クロロアニリン	
73	108-42-9	m-クロロアニリン	
74	75-00-3	クロロエタン	
75	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン（別名アトラジン）	

政令NO	CAS	物　　質　　名	特定第一種指定化学物質
76	51218-45-2	2-クロロ-2'-エチル-N-（2-メトキシ-1-メチルエチル）-6'-メチルアセトアニリド（別名メトラクロール）	
77	27-39-8	クロロエチレン　（別名塩化ビニル）	○
78	79622-59-6	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-α，α，α-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-p-トルイジン　（別名フルアジナム）	
79	119446-68-3	1-({2-[2-クロロ-4-（4-クロロフェノキシ）フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキソラン-2-イル}メチル)-1H-1,2,4-トリアゾール　（別名ジフェノコナゾール）	
80	29-16-7	クロロ酢酸	
81	51218-49-6	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-（2-プロポキシエチル）アセトアニリド（別名プレチラクロール）	
82	15972-60-8	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-（メトキシメチル）アセトアニリド　（別名アラクロール）	
83	97-00-7	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	
84	75-68-3	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン　（別名ＨＣＦＣ-142ｂ）	
85	75-45-6	クロロジフルオロメタン　（別名ＨＣＦＣ-22）	
86	2837-89-0	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン　（別名ＨＣＦＣ-124）	
87	－	クロロトリフルオロエタン　（別名ＨＣＦＣ-133）	
88	75-72-9	クロロトリフルオロメタン　（別名ＣＦＣ-13）	
89	95-49-8	o-クロロトルエン	
90	122-34-9	2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-1,3,5-トリアジン　（別名シマジン又はＣＡＴ）	
91	107-05-1	3-クロロプロペン　（別名塩化アリル）	
92	86598-92-7	4-クロロベンジル=N-（2,4-ジクロロフェニル）-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)チオアセトイミダート　（別名イミベンコナゾール）	
93	108-90-7	クロロベンゼン	
94	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン　（別名ＣＦＣ-115）	
95	67-66-3	クロロホルム	
96	74-87-3	クロロメタン　（別名塩化メチル）	
97	94-74-6	（4-クロロ-2-メチルフェノキシ）酢酸（別名ＭＣＰ又はＭＣＰＡ）	
98	96491-05-3	2-クロロ-N-(3-メトキシ-2-チエニル)-2',6'-ジメチルアセトアニリド(別名テニルクロール)	
99	1314-62-1	五酸化バナジウム	
100	－	コバルト及びその化合物	
101	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル　（別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート）	
102	108-05-4	酢酸ビニル	
103	110-49-6	酢酸2-メトキシエチル　（別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート）	
104	32-91-2	サリチルアルデヒド	
105	102851-06-9	α-シアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ-α，α，α-トリフルオロ-p-トリル)-D-バリナート　（別名フルバリネート）	
106	51630-58-1	α-シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート（別名フェンバレレート）	
107	52315-07-8	α-シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート　（別名シペルメトリン）	
108	－	無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）	
109	100-37-8	2-（ジエチルアミノ）エタノール	

政令NO	CAS	物　　質　　名	特定第一種指定化学物質
110	28249-77-6	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）	
111	125306-83-4	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド　（別名カフェンストロール）	
112	56-23-5	四塩化炭素	
113	123-91-1	1,4-ジオキサン	
114	108-91-8	シクロヘキシルアミン	
115	95-33-0	N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	
116	107-06-2	1,2-ジクロロエタン	
117	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン　（別名塩化ビニリデン）	
118	156-59-2	cis-1,2-ジクロロエチレン	
119	156-60-5	trans-1,2-ジクロロエチレン	
120	101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	
121	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン（　別名ＣＦＣ-12）	
122	23950-58-5	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド　（別名プロピザミド）	
123	－	ジクロロテトラフルオロエタン（別名ＣＦＣ-114）	
124	306-83-2	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン　（別名ＨＣＦＣ-123）	
125	106917-52-6	2',4-ジクロロ-α,α,α-トリフルオロ-4'-ニトロ-m-トルエンスルホンアニリド　（別名フルスルファミド）	
126	82692-44-2	2-[4-(2,4-ジクロロ-m-トルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン　（別名ベンゾフェナップ）	
127	3209-22-1	1,2-ジクロロ-3-ニトロベンゼン	
128	89-61-2	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	
129	330-54-1	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素　（別名ジウロン又はＤＣＭＵ）	
130	330-55-2	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素　（別名リニュロン）	
131	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸　（別名2,4-Ｄ又は2,4-ＰＡ）	
132	1717-00-6	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン（　別名ＨＣＦＣ-141ｂ）	
133	75-43-4	ジクロロフルオロメタン　（別名ＨＣＦＣ-21）	
134	96-23-1	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	
135	78-87-5	1,2-ジクロロプロパン	
136	709-98-8	3',4'-ジクロロプロピオンアニリド　（別名プロパニル又はＤＣＰＡ）	
137	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン　（別名Ｄ-Ｄ）	
138	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン	
139	95-50-1	o-ジクロロベンゼン	
140	106-46-7	p-ジクロロベンゼン	
141	71561-11-0	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン　（別名ピラゾキシフェン）	
142	58011-68-0	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート　（別名ピラゾレート）	
143	1194-65-6	2,6-ジクロロベンゾニトリル　（別名ジクロベニル又はＤＢＮ）	
144	－	ジクロロペンタフルオロプロパン　（別名ＨＣＦＣ-225）	
145	75-09-2	ジクロロメタン　（別名塩化メチレン）	
146	3347-22-6	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン　（別名ジチアノン）	

政令NO	CAS	物質名	特定第一種指定化学物質
147	50512-35-1	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル　(別名イソプロチオラン)	
148	17109-49-8	ジチオりん酸O-エチル-S,S-ジフェニル　(別名エディフェンホス又はＥＤＤＰ)	
149	640-15-3	ジチオりん酸S-2-(エチルチオ)エチル-O,O-ジメチル　(別名チオメトン)	
150	35400-43-2	ジチオりん酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-n-プロピル (別名スルプロホス)	
151	298-04-4	ジチオりん酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル) (別名エチルチオメトン又はジスルホトン)	
152	2310-17-0	ジチオりん酸O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル)メチル] (別名ホサロン)	
153	34643-46-4	ジチオりん酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル　(別名プロチオホス)	
154	950-37-8	ジチオりん酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル　(別名メチダチオン又はＤＭＴＰ)	
155	121-75-5	ジチオりん酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル (別名マラソン又はマラチオン)	
156	60-51-5	ジチオりん酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル] (別名ジメトエート)	
157	25321-14-6	ジニトロトルエン	
158	51-28-5	2,4-ジニトロフェノール	
159	122-39-4	ジフェニルアミン	
160	102-81-8	2-(ジ-n-ブチルアミノ)エタノール	
161	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル　(別名カルボスルファン)	
162	-	ジブロモテトラフルオロエタン　(別名ハロン-2402)	
163	87-62-7	2,6-ジメチルアニリン	
164	95-64-7	3,4-ジメチルアニリン	
165	62850-32-2	N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル　(別名フェノチオカルブ)	
166	1643-20-5	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	
167	52-68-6	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート　(別名トリクロルホン又はDEP)	
168	4685-14-7	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム塩　(次号に掲げるものを除く。)	
169	1910-42-5	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド (別名パラコート又はパラコートジクロリド)	
170	85785-20-2	N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル (別名エスプロカルブ)	
171	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン (別名o-トリジン)	
172	68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド	
173	254-64-2	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル (別名フェントエート又はＰＡＰ)	
174	3861-47-0	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル　(別名アイオキシニル)	
175	-	水銀及びその化合物	

政令NO	CAS	物　　質　　名	特定第一種指定化学物質
176	-	有機スズ化合物	
177	100-42-5	スチレン	
178	-	セレン及びその化合物	
179	-	ダイオキシン類	○
180	533-74-4	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン（別名ダゾメット）	
181	62-56-6	チオ尿素	
182	108-98-5	チオフェノール	
183	77458-01-6	チオりん酸O-1-（4-クロロフェニル）-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル（別名ピラクロホス）	
184	2636-26-2	チオりん酸O-4-シアノフェニル-O,O-ジメチル　（別名シアノホス又はＣＹＡＰ）	
185	333-41-5	チオりん酸O,O-ジエチル-O-（2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル）（別名ダイアジノン）	
186	119-12-0	チオりん酸O,O-ジエチル-O-（6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル）（別名ピリダフェンチオン）	
187	13593-03-8	チオりん酸O,O-ジエチル-O-2-キノキサリニル（別名キナルホス）	
188	2921-88-2	チオりん酸O,O-ジエチル-O-（3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル（別名クロルピリホス）	
189	18854-01-8	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)（別名イソキサチオン）	
190	97-17-6	チオりん酸O-2,4-ジクロロフェニル-O,O-ジエチル（別名ジクロフェンチオン又はＥＣＰ）	
191	2275-23-2	チオりん酸O,O-ジメチル-S-{2-［1-（N-メチルカルバモイル）エチルチオ］エチル}（別名バミドチオン）	
192	122-14-5	チオりん酸O,O-ジメチル-O-（3-メチル-4-ニトロフェニル）（別名フェニトロチオン又はＭＥＰ）	
193	55-38-9	チオりん酸O,O-ジメチル-O-（3-メチル-4-メチルチオフェニル）（別名フェンチオン又はＭＰＰ）	
194	5598-13-0	チオりん酸O-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル-O,O-ジメチル（別名クロルピリホスメチル）	
195	41198-08-7	チオりん酸O-4-ブロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル（別名プロフェノホス）	
196	26087-47-8	チオりん酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル　（別名イプロベンホス又はＩＢＰ）	
197	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル	
198	100-97-0	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1^{3,7}]デカン　（別名ヘキサメチレンテトラミン）	
199	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル　（別名クロロタロニル又はＴＰＮ）	
200	127-18-4	テトラクロロエチレン	
201	-	テトラクロロジフルオロエタン　（別名ＣＦＣ-112）	
202	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸	
203	116-14-3	テトラフルオロエチレン	
204	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド　（別名チウラム又はチラム）	

政令NO	CAS	物　　質　　名	特定第一種指定化学物質
205	100-21-0	テレフタル酸	
206	120-61	テレフタル酸ジメチル	
207	-	銅水溶性塩（錯塩を除く。）	
208	75-87-6	トリクロロアセトアルデヒド	
209	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	
210	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン	
211	28-86-1	トリクロロエチレン	
212	108-77-0	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	
213	-	トリクロロトリフルオロエタン　（別名ＣＦＣ-113）	
214	27-91-3	トリクロロニトロメタン　（別名クロロピクリン）	
215	115-32-2	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール　（別名ケルセン又はジコホル）	
216	55335-06-3	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸　（別名トリクロピル）	
217	75-69-4	トリクロロフルオロメタン　（別名ＣＦＣ-11）	
218	2451-62-9	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン	
219	118-96-7	2,4,6-トリニトロトルエン	
220	1582-09-8	α,α,α-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-p-トルイジン（別名トリフルラリン）	
221	118-79-6	2,4,6-トリブロモフェノール	
222	75-25-2	トリブロモメタン　（別名ブロモホルム）	
223	3452-97-9	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール	
224	108-67-8	1,3,5-トリメチルベンゼン	
225	95-53-4	o-トルイジン	
226	106-49-0	p-トルイジン	
227	108-88-3	トルエン	
228	95-80-7	2,4-トルエンジアミン	
229	52570-16-8	2-(2-ナフチルオキシ)プロピオンアニリド　（別名ナプロアニリド）	
230	-	鉛及びその化合物	
231	7440-02-0	ニッケル	
232	-	ニッケル化合物	○
233	139-13-9	ニトリロ三酢酸	
234	100-01-6	p-ニトロアニリン	
235	628-96-6	ニトログリコール	
236	55-63-0	ニトログリセリン	
237	100-00-5	p-ニトロクロロベンゼン	
238	86-30-6	N-ニトロソジフェニルアミン	
239	100-02-7	p-ニトロフェノール	
240	98-95-3	ニトロベンゼン	
241	75-15-0	二硫化炭素	
242	25154-52-3	ノニルフェノール	
243	-	バリウム及びその水溶性化合物	
244	88-89-1	ピクリン酸	

政令NO	CAS	物　　質　　名	特定第一種指定化学物質
245	1014-70-6	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン　(別名シメトリン)	
246	10380-28-6	ビス(8-キノリノラト)銅 (別名オキシン銅又は有機銅)	
247	74115-24-5	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン　(別名クロフェンチジン)	
248	563-12-2	ビス (ジチオりん酸) S,S'-メチレン-O,O,O',O'-テトラエチル　(別名エチオン)	
249	137-30-4	ビス (N,N-ジメチルジチオカルバミン酸) 亜鉛　(別名ジラム)	
250	64440-88-6	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸) N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛) (別名ポリカーバメート)	
251	61789-80-8	ビス (水素化牛脂) ジメチルアンモニウム=クロリド	
252	-	砒素及びその無機化合物	○
253	302-01-2	ヒドラジン	
254	123-31-9	ヒドロキノン	
255	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン	
256	100-69-6	2-ビニルピリジン	
257	55179-31-2	1-(4-ビフェニリルオキシ)-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノール (別名ビテルタノール)	
258	110-85-0	ピペラジン	
259	110-86-1	ピリジン	
260	120-80-9	ピロカテコール　(別名カテコール)	
261	35-31-1	フェニルオキシラン	
262	95-54-5	o-フェニレンジアミン	
263	106-50-3	p-フェニレンジアミン	
264	108-45-2	m-フェニレンジアミン	
265	156-43-4	p-フェネチジン	
266	108-95-2	フェノール	
267	52645-53-1	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート　(別名ペルメトリン)	
268	106-99-0	1,3-ブタジエン	
269	117-84-0	フタル酸ジ-n-オクチル	
270	84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル	
271	3648-21-3	フタル酸ジ-n-ヘプチル	
272	117-81-7	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)	
273	85-68-7	フタル酸n-ブチル=ベンジル	
274	69327-76-0	2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン (別名ブプロフェジン)	
275	112410-23-8	N-tert-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド (別名テブフェノジド)	
276	17804-35-2	N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル] カルバミン酸メチル (別名ベノミル)	
277	122008-85-9	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ) フェノキシ] プロピオナート (別名シハロホップブチル)	
278	134098-61-6	tert-ブチル=4-({[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ}メチル)ベンゾアート　(別名フェンピロキシメート)	

政令NO	CAS	物　　質　　名	特定第一種指定化学物質
279	2312-35-8	2-（4-tert-ブチルフェノキシ）シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット（別名プロパルギット又はＢＰＰＳ）	
280	96489-71-3	2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン（別名ピリダベン）	
281	119168-77-3	N-（4-tert-ブチルベンジル）-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド（別名テブフェンピラド）	
282	95-31-8	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	
283	－	ふっ化水素及びその水溶性塩	
284	12071-83-9	N,N'-プロピレンビス（ジチオカルバミン酸）と亜鉛の重合物　（別名プロピネブ）	
285	353-59-3	ブロモクロロジフルオロメタン　（別名ハロン-1211）	
286	75-63-8	ブロモトリフルオロメタン　（別名ハロン-1301）	
287	75-26-3	2-ブロモプロパン	
288	74-83-9	ブロモメタン　（別名臭化メチル）	
289	13356-08-6	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン　（別名酸化フェンブタスズ）	
290	115-28-6	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロビシクロ[2.2.1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸（別名クロレンド酸）	
291	115-29-7	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド　（別名エンドスルファン又はベンゾエピン）	
292	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン	
293	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	
294	－	ベリリウム及びその化合物	○
295	35-98-3	ベンジリジン=トリクロリド	○
296	98-87-3	ベンジリデン=ジクロリド	
297	100-44-7	ベンジル=クロリド　（別名塩化ベンジル）	
298	100-52-7	ベンズアルデヒド	
299	71-43-2	ベンゼン	○
300	552-30-7	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	
301	73250-68-7	2-（2-ベンゾチアゾリルオキシ）-N-メチルアセトアニリド　（別名メフェナセット）	
302	82-68-8	ペンタクロロニトロベンゼン　（別名キントゼン又はＰＣＮＢ）	
303	87-86-5	ペンタクロロフェノール	
304	－	ほう素及びその化合物	
305	75-44-5	ホスゲン	
306	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル（別名ＰＣＢ）	
307	－	ポリ（オキシエチレン)=アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。）	
308	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	
309	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	
310	50-00-0	ホルムアルデヒド	
311	－	マンガン及びその化合物	
312	85-44-9	無水フタル酸	
313	108-31-6	無水マレイン酸	

政令NO	CAS	物　　質　　名	特定第一種指定化学物質
314	79-41-4	メタクリル酸	
315	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル	
316	106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	
317	105-16-8	メタクリル酸2-（ジエチルアミノ）エチル	
318	2867-47-2	メタクリル酸2-（ジメチルアミノ）エチル	
319	97-88-1	メタクリル酸n-ブチル	
320	80-62-6	メタクリル酸メチル	
321	126-98-7	メタクリロニトリル	
322	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン（別名フェリムゾン）	
323	100-61-8	N-メチルアニリン	
324	556-61-6	メチル=イソチオシアネート	
325	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル　（別名イソプロカルブ又はＭＩＰＣ）	
326	114-26-1	N-メチルカルバミン酸2-イソプロポキシフェニル　（別名プロポキスル又はＰＨＣ）	
327	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ［b］フラニル（別名カルボフラン）	
328	2655-14-3	N-メチルカルバミン酸3,5-ジメチルフェニル　（別名XMC）	
329	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル　（別名カルバリル又はＮＡＣ）	
330	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル　（別名フェノブカルブ又はＢＰＭＣ）	
331	100784-20-1	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル）-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート　（別名ハロスルフロンメチル）	
332	33089-61-1	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンタ-1,4-ジエン　（別名アミトラズ）	
333	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸　（別名カーバム）	
334	196-86-9	6-メチル-1,3-ジチオロ[4,5-b]キノキサリン-2-オン	
335	98-83-9	α-メチルスチレン	
336	108-99-6	3-メチルピリジン	
337	61432-55-1	S-1-メチル-1-フェニルエチル=ピペリジン-1-カルボチオアー　ト（別名ジメピペレート）	
338	26471-62-5	メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート　（別名m-トリレンジイソシアネート）	
339	88-85-7	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール	
340	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	
341	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	
342	88678-67-5	N-(6-メトキシ-2-ピリジル）-N-メチルチオカルバミン酸O-3-tert-ブチルフェニル（別名ピリブチカルブ）	
343	298-81-7	9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン　（別名メトキサレン）	○
344	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン	
345	25-14-3	メルカプト酢酸	
346	－	モリブデン及びその化合物	
347	470-90-6	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジエチル（別名クロルフェンビンホス又はＣＶＰ）	
348	2274-67-1	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジメチル　（別名ジメチルビンホス）	
349	300-76-5	りん酸1,2-ジブロモ-2,2-ジクロロエチル=ジメチル　（別名ナレド又はＢＲＰ）	
350	62-73-7	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル　（別名ジクロルボス又はＤＤＶＰ）	

政令NO	CAS	物　　質　　名	特定第一種指定化学物質
351	6923-22-4	りん酸ジメチル=（E）-1-メチル-2-(N-メチルカルバモイル)ビニル（別名モノクロトホス）	
352	115-96-8	りん酸トリス(2-クロロエチル)	
353	25155-23-1	りん酸トリス（ジメチルフェニル）	
354	126-73-8	りん酸トリ-n-ブチル	

*1　「物質名」は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成１２年政令第１３８号）別表１の名称を記載しているが、これ以外の別名もあり得ることに注意。

*2　「特定第一種指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第４条で規定している「特定第一種指定化学物質」のこと。

*3　水溶性とは、常温（25℃）、中性（ｐＨ７）の水に、質量で１％以上（１０ｇ／ｌ）以上溶解することをいう。

１４．２ 用 語 集

用　　語	定　　義
ＣＡＳＮ０．	アメリカ化学会の一部門であるChemical Abstracts Serviceが付している化学物質の登録番号のこと。 この番号は、物質の命名法の違いが合っても同一物質であると確認できる。情報の検索等に有効であり、国際的にも普及している。
MSDS （ Material Safety Data Sheet, 化学物質等安全データシート ）	法で定める第一種指定化学物質（ＰＲＴＲの対象物質）及び第二種指定化学物質を含む製品(指定化学物質等)の性状や取扱方法、有害性情報、指定物質等の含有率などが示されているデータシート（文書、磁気ディスク等）のこと。指定化学物質等を取り扱う事業者は、その製品を別の事業者に譲渡(提供) する場合、ＭＳＤＳを添付することが義務付けられている。
ＰＲＴＲ (Pollutant Release and Transfer Register)	人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境（大気、水、土壌）へ排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出るとともに、国は、届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表する制度。
移動	事業活動に伴って、対象物質を含む廃棄物が事業所外の場所に移されること。産業廃棄物として廃棄物処理業者に処分を委ねることや、自社の別の事業所に移して処分する場合などが該当する。自社の商品等として別の場所に移される場合は、届出対象の「移動」には該当しない。 リサイクルを目的とし別の場所に移す場合も、それが廃棄物であれば含まれるが、対価を受け取って別の業者に引き渡す場合は、商品と見なされるために「移動」には該当しない。 届出の際には、「当該事業所の外への移動」のほか、対象物質を含む廃水を下水道へ放流している場合に「下水道への移動」 として「移動」に分類し、届出をする。
受入ロス	貯蔵タンクに張り込む際に、タンク内の空隙に揮発した対象物質が排出されること。
環境への最大潜在排出量	対象物質の年間取扱い量から製造品としての搬出量等及び廃棄物に含まれる量を差し引いたもの。 環境中（大気、水域、土壌）に排出される可能性のある最大量のこと。
廃棄物に含まれる量	原材料、資材等の容器内残留物、廃油、廃ウエスなど及び排ガス・廃水処理装置から汚泥、廃活性炭など廃棄物に含まれる対象物質の量のこと。 廃棄物処理業者に処分を委託する場合などは「当該事業所の外への移動」（移動）として同一事業所内の埋め立て地に廃棄物を処分する場合に、「当該事業所における埋立処分」（排出）として届出を行う。
水溶性	常温（２５℃)、中性（ｐＨ７）の水に、質量で１％以上（１０ｇ／Ｌ以上）溶解すること。
製造品としての搬出等	製造品を継ぎの工程に移すことや別の事業者へ販売することにより引き渡すこと。ＰＲＴＲ届出の対象外
大気への排出	排出口や煙突から対象物質を含む排ガスを大気中に出すこと。 また、パイプ等の継ぎ目から出ることや解放場所において溶剤成分が蒸発する場合なども該当する。
含有率	原材料、資材等に含まれる対象物質等の質量の割合（％）のこと。対象物質が１質量％（特定第一種指定化学物質については0.1％質量）以上含まれていることが取扱量を把握する対象の製品となる要件の一つとなっている。

用　　語	定　　義
排出	事業活動に伴って、対象物質が環境中（大気、水域、土壌）へ出て行くこと。届出の際には、「大気への排出」「公共水域への排出」、「当該事業所における土壌への排出」のほか、同一事業所内の埋立地に廃棄物を処分する場合に、「当該事業所における埋立処分」として「排出」に分類して届出を行う。
物質収支による方法	事業所（または工程）への対象物質の「出入の差（取扱量から製造品としての搬出量等、その他の搬出量、移動量等を差し引く）」に基づいて算出する方法のこと。
物性値を用いた計算による方法	飽和蒸気圧や水への溶解度等を用いて、対象物質の排ガス・排水または廃棄物中の濃度を推測し、排出量、移動量を算出する方法。
水域への排出	対象化学物質含む排水を事業所外に出すこと。 公共下水へ放流している場合は「公共下水への排出」、下水道に放流している場合には「下水道への移動」として届け出る。
第一種指定化学物質	政令で定められた第一種指定化学物質のことで、排出量、移動量の届出が必要とされる化学物質及び化学物質のグループのことである。
対象業種	対象化学物質の製造、使用及びその他取り扱い等により環境中へ対象物質を排出する可能の業種のこと。この業種を営む事業者が排出量移動量の届出対象事業者の用件の一つになっている。
当該事業所外への移動	事業所内で発生した対象物質を含む廃棄物を事業所外で処理処分すること及び無価の廃棄物を事業所外でリサイクルすること。
当該事業所における埋立	埋立地が当該事業所内にあり、そこに対象物質を含む廃棄物を埋め立てること。
当該事業所における土壌への排出	対象物質が事業所敷地内の土壌に漏洩や飛散及び地下浸透等によって排出されること。
特定第一種指定化学物質	対象物質のうち人への発ガン性が認められる物質であり、年間の年間取り扱い量の要件（0.5 トン／年）と含有率の要件（0.1 質量％）が他の第一種指定化学物質より厳しく設定されている。
特別用件施設	鉱山保安法に規定される建設物、工作物その他の施設（金属鉱業、原油、天然ガス鉱業に属する事業を営む者が有するものに限る）下水道終末処理場施設（下水道業に属する事業を営む者が有するものに限る）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設（ごみ処分業及び産業廃棄物処分業に属する事業を営む者が有するものに限る）、及びダイオキシン類対策特別措置法に限定される特定施設のこと。 対象物質の年間取扱い量の要件とは別にこの施設がある事業所を持つことが届出対象事業者の要件の一つとなっている。
届出対象事業者	対象物質の排出量・移動量を届ける必要のある事業者のこと。 業種、常時使用する従業員の人数、対象物質の年間取扱い量、特別要件施設によって規定されている。
年間取扱い量	対象年度１年間に事業所で取扱われた原材料、資材等に含まれる対象物質のこと。マニュアルでは、便宜的に年間製造量と年間使用量の合計としている。
年度初め（年度末）在庫量	対象年度初めの４月（年度末３月）の時点で事業所内で保管されている原材料、資材等の質量のこと。
下水道への移動量	対象物質を含む廃水が下水道に排出されている場合の移動量のこと
公共用水域への排出	河川、海域、湖沼、かんがい用水路など、公共の用に供される水域へ対象物質を含む排水を排出すること。

用　　語	定　　義
使用	対象物質（またはそれを含む原材料、資材等）を事業所から受け入れその対象品を含む製造品を作ることや、塗装や洗浄等の目的に使うこと。便宜的に対象物質を貯蔵タンクに搬入している場合も使用とみなしている。
使用量を把握する原材料、資材等の形状（製品の要件）	法では、製品の要件と呼ばれているもので、対象物質を含む原材料、資材等の状態や取扱い方法等によって規定されている形状のことである。 これに該当する原材料、資材等に含まれる対象物質は、年間取扱い量を算出する必要がある。
常時使用する従業員の数	当該年度の４月１日現在で、期間を定めずに使用されている人もしくは、１ヶ月を超える期間を定めて使用されている人（嘱託、パート、アルバイトを含む）または、前年度の２月及び３月中にそれぞれ１８日以上使用されている人の数。 これが、届出対象事業者となる要件の一つとなっている、２１人以上という意味である。
金属元素等への換算係数	元素等に換算する化学物質の各化合物の量を金属元素等の量に換算するために（＝化学物質中の金属元素等の原子量の合計÷化合物の分子量）のこと。 化合物の量に換算係数を掛けると目的の元素等の量が求められる。
元素等に換算する化学物質	対象物質になっている化合物のうち、排出量、移動量を金属の元素等の量に換算して届け出る必要のあるもののこと。 亜鉛の水溶性化合物や鉛及びその化合物などの金属化合物のほか、ほう素及びその化合物ふっ化水素及びの水溶性塩の各化合物が該当する。 これらの対象物質は、金属元素、ほう素、ふっ素の量に換算する必要がある。